

里親制度及びその運用に関する研究

上智大学 網野武博
淑徳大学 柏女靈峰
和泉短期大学 宮本和武
日本子ども家庭総合研究所 庄司順一
養子と里親を考える会 菊池 緑
進藤デザインオフィス 尾木まり

要約： 社会的養護の一環として児童福祉施設ともに重要な役割を担う里親制度及びその運用に関して、2種類の調査(『Ⅰ 行政調査』『Ⅱ 事例調査』)を実施し、里親制度の活用が不十分である背景・原因を探るとともに、活用にあたっての今後の方策や里親制度のあり方について検討を加えた。

全国の児童相談所を対象とする行政調査からは、主として次のような結果が得られた。1.里親への委託効果があがり、順調に解除・変更している事例の割合は非常に高かったが、効果が上がった場合は養子縁組へ、効果があまりみられない場合は措置変更へという特徴的なパターンがみられた。2.養育里親と養子縁組が一体となっている現行制度では、純粋に福祉的観点から里親制度を推進することに限界があり、今後里親制度と養子縁組制度を明確に分離する方向については十分論議する必要があることが示唆された。3.今後改正や検討を加えるべきものとして、里親の上限年齢の設定、里親委託の満20歳までの延長については積極的見解がみられたが、その他の検討事項については、慎重な論議を必要とすることが示唆された。関東地区の養護施設を対象とする事例調査からは、主として次のような結果が得られた。1.里親家庭での養育の継続が難しいため養護施設へ措置変更された事例の背景には、乳幼児期に既に養護問題が発生し、しかも実家庭への復帰が困難であるという問題が見出された。2.施設への措置変更がなされた理由はおおむね里親側6割、児童側3割、児相側1割の割合であり、特に里親としての資質、専門性や適性の向上並びに児相の協働体制が必要であると考えられた。3.養護施設へ措置変更された児童の殆どは家庭復帰の目途が立たず、自立するまで施設での養育が必要とされている。この点で児童福祉法改正後の児童養護施設における自立支援の役割の重要性が示唆された。

見出し語：里親 養子縁組 児童相談所 児童養護施設(養護施設) 措置変更

A Study on the System of Foster Parents and its Enforcement

Takehiro AMINO, Reiho KASHIWAME, Kazumu MIYAMOTO,
Junichi SHOJI, Midori KIKUCHI, Mari OGI

In order to make a proposal on a prospective viewpoint in reference to the foster parents system and its effective enforcement, we carried out two kinds of surveys and analysed about their results. Some important points mentioned below were indicated. As a result of an administrative survey on the enforcement of foster parents system in child guidance centers, we could find out a particularity that cases whose fostering proved effective were referred to adoptions and those proved effectless were replaced to child care homes. We could not necessarily find out positive opinion on detailed changing of present foster parents system. As a result of a case survey on children who had been replaced from foster parents to child care homes, we found out that almost children had held protective needs since their early childhood and long term care were necessary for them.

Key Words : Foster Parents Adoption Child Guidance Center Child Care Home Replacement

研究目的

約 1,000 年前にその起源を持つ我が国の里親による養育制度は、養子縁組による擬制的親子関係と異なる特徴を持って、児童福祉上きわめて長い歴史を刻んできた。里親制度は現行児童福祉法の制定とともに、養護を必要とする児童のための重要なケア資源として児童福祉制度に組み込まれ、その後半世紀を経た。

しかし、養子縁組とは異なる児童福祉制度としての里親制度を真に確立する上で、数々の問題と課題を抱えてきた。里親の希望者、里子を受託している里親数は、長期的に漸減傾向を示し、特に児童相談所から里親に児童を委託する率は約 25 % と、きわめて低い状態となっている。

養護を必要とする児童を一般家庭で養育するという貴重な社会資源である里親制度には、集団養護とは異なる様々な特長がある。この制度が何故我が国で進展せず、何故積極的に活用されないのかを検討することは、今後の我が国の児童福祉をさらに充実させるために、欠かせない課題である。1996 年 12 月、児童福祉法の大改正に関する具体的な意見を提示した中央児童福祉審議会は、その中で里親制度の運用の実態等を十分踏まえた上で制度の在り方について検討を行うことが必要であると述べている。

里親制度の運用の実態については、おおむね 5 年に 1 回全国的に実施される養護児童等実態調査で、概要は把握されているが、しかし、未委託の里親に関する本格的な調査は行われておらず、また本制度の運用の支柱となる児童相談所、都道府県・指定都市、あるいは里親よりもきわめて高い割合で児童養護に従事している乳児院、養護施設^{註1}が、里親制度についてどのような見解を持っているかについても、これまで十分な調査がなされていない。

このため、本研究では里親制度のあり方に関する行政調査及び運用に関する事例調査を実施し、活用が不十分である背景・原因を探るとともに、活用にあたっての今後の方策や里親制度のあり方について検討を加える。

< 1 > 里親制度のあり方に関する行政調査

I. 方法

里親制度の実質的運用を担う児童相談所を対象として、『里親制度のあり方に関する行政調査』を実施し、その結果を分析討論し、考察を加えた。

II. 調査の内容

調査は、< I 里親制度の運用の実態、動向、評価 > に関する事項として、1. 里親に関する業務担当職員、2. 里親会事務局の有無、3. 里親認定に関わる児童福祉審議会の開催状況、4. 里親の再認定の期間・里親として適当と考えられる上限年齢に関する見解、5. 里親制度普及・啓発のための活動、6. 登録里親の種類、7. 障害や問題のある児童の委託、8. 里親委託後の指導・支援、9. 里親委託解除・変更児童とその委託効果、10. 里親制度不振の理由、11. 養育関係、養子縁組関係にかかわる活動組織の状況と見解の 11 項目を調査した。< II 里親への委託のしやすさ > に関しては、12. 事例別委託のしやすさについての受け止め方の 1 項目、< III 里親制度の今後のあり方 > に関する事項として、13. 里親の名称変更、14. 里親の定義及び里親委託の規定の独立、15. 里親への親権にかかわる権限の付与、16. 保護受託者の里親との統合、17. 児童の里親委託期間の満 20 歳までの延長、18. 里親運営要綱の最低基準に関する省令化、19. 養子縁組制度と里親制度の分離、20. 専門里親・ファミリー里親・親族里親の制度化、21. 里親制度の今後のあり方について、それぞれ見解を聞く 9 項目、及び自由記述の 1 項目、計 22 項目である。

III. 調査の対象

調査は、全国のすべての児童相談所（調査時点 175 か所）を対象とした。

IV. 調査の方法

調査は、郵送法で実施した。

V. フェイスシート

児童相談所（以下児相と略）に対する調査の回収率は、発送数 175 に対し 160 (91.4 %) と、きわめて高かった。このうち中央児相が 33.8 %、地方児相が 66.2 % である。

回答者の職名では、児童福祉司及び児童福祉司兼

務者が4割を超え、相談員・相談調査員・児童相談員を合わせ、半数以上がケースワーク業務担当職種者であった。回答者の里親業務経験年数では、2年目が22.5%と最も多いが、N.A.を除いて3年未満と3年以上が半数ずつを占めた。今回の調査結果を考察する上で3年という区切りの経験年数は、重要なひとつのファクターと考えられた。(以上、フェースシート1,2,3)

VI. 研究結果

〈I〉. 里親制度運用の実態、動向、評価

1 里親に関する業務を事務分掌として担当する職員

里親に関する業務を事務分掌として担当する職員は、特にいないが1.2%ときわめて少ないが、専任の職員がいるもわずか4.4%に過ぎない。最も多いのは、児童福祉司・相談員の中から兼務が83.1%を占め、他の職員の中から兼務が8.1%、合わせて91.2%が兼務という形を採っている。その他は1.9%であるが、具体的に記入してもらったものでは、複数の職員が分担し総括者1名を設けているところや、業務内容で分担しているところもみられる。

中央児相と地方児相別にその内訳をみると、専任の職員がいるところは中央児相の方が割合が高い。児童福祉司、相談員が兼務しているところは、中央が74.1%、地方が87.7%であった。他の職員の中から兼務、その他ともに中央児相の方が割合が高かった。

以上の結果から、殆どの児相は里親に関する事務は独立の専属職員を置かずに、他の職務を担いながら兼務するという実態が明らかになった。また、本調査の回答者の半数以上がケースワーク担当職種者であったが、里親に関する業務は、ケースワーク業務と関連性が高い分野であることも、示されている。(以上、表1)

2 里親会事務局

里親会事務局は、全体では児相内に置かれているが60.8%であり、置かれていない児相は4割みられた。中央児相と地方児相別にその内訳をみると、中央では66%、地方では57.5%に置かれており、中央児相では3分の2に置かれている一方、地方児相でも5割以上に置かれており、比較的地区単位にも置かれている傾向がみられた。(以上、表2)

3 児童福祉審議会の意見を聴くための関係審議会の開催回数

各都道府県・指定都市における児童福祉審議会の意見を聴くための関係審議会の年間開催回数に関する中央児相の回答結果をみると、1回、2回がともに38.9%であり、1~2回で約78%を占めている。回数が増加するにつれ、その割合が減少している傾向が明らかである。しかし、6回が5.6%、12回が3.7%みられ、毎月あるいは隔月程度実施されているところが約9%の都道府県・指定都市でみられた。(以上、表3)

4 登録里親の再認定

(1) 再認定の期間

現行制度では、認定した里親に対して少なくとも5年毎に再認定を行うことになっている。これを実際に行っている登録里親の再認定期間についてみたところ、制度通りの5年毎が78.1%と最も多くを占め、2年毎は7.5%、3年毎は6.9%である。

これに対して、適当であるとする再認定の期間をみたところ、5年毎がよいとする意見が67.5%と最も多いが、実際に行っている割合よりも低い結果であった。3年毎がよいとする意見は15.0%と、実際に行っている割合よりも高い。現状の5年毎がよいとする意見が最も高い割合ではあるが、3年以内が約23%みられることにも留意すべき結果となっている。(以上、表4-1)

(2) 里親として適当と考えられる上限年齢

登録並びに委託する里親の上限年齢については、現行制度では定められていない。今回の調査において、里親として適当と考えられる上限年齢の必要性、並びにその具体的な年齢について意見を聞いたところ、上限が必要であるとする意見は70.0%に及び、必要ないとする意見の26.2%を大きく上回った。その年齢を具体的に記入してもらった結果をみると、60歳が35.7%と最も多く、次いで65歳が25.0%、50歳が20.5%である。60歳以上が65.2%を占めているが、50歳代が27.6%みられ、多岐にわたっている傾向がみられた。いずれにしても再認定の際の上限年齢について考慮を必要とする結果であった。(以上、表4-2)

5 里親制度普及・啓発のための活動

里親制度の普及・啓発のための活動を実際に行っ

ているものを複数回答であげてもらったところ、「里親月間以外に各種行事を開催する」が49.4%と最も多く、次いで「里親普及のためのポスター、リーフレットを作成・配布する」が33.1%、「その他」が28.1%、「里親月間に各種行事を開催する」が26.2%という結果であった。里親会事務局の有無別でみると、里親月間以外に各種行事を開催する割合は事務局有りの児相の方が非常に高かった。しかし総体的には、事務局の有無別による統計的に有意な差はみられなかった。

全体の約28%にのぼった「その他」について記述されている内容をみると、広報の発行、研修会・講演会の開催、市町村への機関誌の配布、未委託里親ふれあいキャンプ、短期里親などがあげられている。(以上、表5)

6 登録里親の種類

各都道府県・指定都市における登録里親の種類に関する中央児相の回答結果をみると、先ず制度上養育里親と養子里親を分けているところは50.0%と、まさに半数であった。これに対し、とくに分けていない・その他が44.4%という結果であり、養育里親と養子里親とを区分することについての相半ばする結果は注目される。区分していない場合には、里親の希望や委託児童の状況によって選別するなど、実地的な状況に合わせた運用が伺える結果であった。

質問項目の選択肢に該当する里親が置かれている割合をみると、専門里親（委託要件が付され、手当の加算等が配慮されている里親）は7.4%、ファミリー里親（一定数以上の児童の委託を受け、住居借り上げ費、人件費の加算等が配慮されている里親）が5.6%と、非常に低い結果であった。(以上、表6)

7 障害や問題のある児童の委託

過去2年以内に、児相が里親に障害や問題のある児童を委託したことがあるかどうか、またその場合どのような児童を委託したかについて聞いたところ、回答なし（NA）が58.1%で最も多く、過半数の児相が委託していない。障害や問題のある児童の委託の難渋性や困難性が示される結果であった。

実際に委託された場合についてみると、全体の2割を越えるものは、知的に障害のある児童の20.0%のみであり、情緒に障害のある児童が19.4%、非行等行動に問題のある児童が16.9%の順であった。(以上、表7)

8 里親委託後の指導・支援

(1) 指導・支援の実施機関

里親委託後の指導・支援を実際に行っている機関等についてみると、特にどこも行っていないというところは皆無であり、何らかの指導・支援が行われている児相は98.1%と、殆どが行っている。次いで割合は低いが、里親会が25.0%、里親の普及・促進・斡旋を行う機関、その他の順となっており、その他では養育家庭センター、福祉事務所があげられている。(以上、表8-1)

(2) 児相が行う指導・支援の内容

表8-1で、実際に行っているところを児相と答えた回答について、児相が行う指導・支援の内容についてみたところ、里親の家庭訪問による指導・支援が87.9%で最も多く、次いで里親会への参加や里親交流の奨励が83.4%、委託里親研修の実施が42.0%、児相でのグループ・個別の指導・支援が34.4%、電話や来所があった場合のみ指導・支援が29.3%の順である。その他は6.4%と少ないが、その内容をみると、児相から里親研修会への参加を呼びかけたり、児相から里親に児童の近況を聞き指導したり、他機関へ委託したり、地域の社会資源を活用するなどであった。(以上、表8-2)

9 里親委託解除・措置変更の児童

(1) 解除・措置変更時点の状況

過去の事例で、解除・措置変更の時点での児童の状況について、割合が高かった順に1位から5位まで順位づけられた結果をみると、1位としたものでは養子縁組が83.1%と、8割を超えている。2位としたものでは、児童の自立が45.6%、3位としたものでは施設に措置変更が28.7%、家庭復帰が23.1%となっている。4位としたものでは、同じく施設の措置変更が26.9%あり、家庭復帰も18.8%みられる。5位としたものでは、他の里親に措置変更が35.0%となっている。

これを全体的に理解するために、1位を5ポイントとし、以下5位の1ポイントまで、各順位をウェイト付けしてポイントを算出したところ、養子縁組4.8、児童の自立3.6、家庭復帰2.9、施設に措置変更2.8、里親に措置変更1.5という結果となった。措置解除の時点で、児童の自立や家庭復帰よりも、養子縁組へと移行する事例が非常に多いという我が国の特徴が明瞭にみられた。(以上、表9-1及び(付)9-1)

(2) 解除・措置変更時点での委託効果

委託が解除・措置変更となった事例の委託効果について、割合の高かったものの順に1位から5位まで順位づけられた結果をみると、1位としたものでは、「効果が上がり順調に解除・変更した（以下効果・順調解除等事例と略）」が85.0%ときわめて高かった。2位としたものでは、「効果が上がっていたが、年齢や家族の事情等で解除・変更した（以下効果・事情解除等事例）」が48.8%と高く、何らかの効果のみられたものが上位2位を占めた。

3位としたものでは、「効果があまりみられず、里親も望み、解除・変更した（不調・希望解除等事例と略）」が36.2%、4位としたものでは、「効果があまりみられず、里親は継続を望んだが、解除・変更した（以下不調・不本意解除事例と略）」が35.6%と、効果があまりみられなかったものが下位2位を占めた。

これを全体的に理解するために、1位を5ポイントとし、以下5位の1ポイントまで、各順位をウエイト付けしてポイントを算出したところ、効果・順調解除等事例 3.9、効果・事情解除等事例 2.8、不調・希望解除等事例 2.2、不調・不本意解除等事例 1.6という結果となった。

この結果からみて、措置機関としての児相は、順調事例と不調事例をおおむね2：1の割合で理解している結果が示された。また、解除時点での児童の状況と関連させてみると、効果が上がったことと、里親（里子）が養子縁組を希望することとの結びつきがみられる。（以上、表9-2及び(付)9-2）

10 我が国の里親制度不振の理由

我が国の里親制度は、これまで十分な振興をみていないが、その理由について8項目のうち主たるもの二つを選択してもらった。その結果をランキングしてみると、最も高い順位に位置したのが養育里親希望者が少ないなど里親委託をめぐる状況によるところが大きいとするもので、64.4%と、約3分の2近くの児相がこれをあげている。

2位以下にランキングされたものは5割を割っているが、血統を重んじる我が国の親子観によるところが大きいとするものが41.2%、施設養護よりも里親制度を振興させる政策誘導がないなど国の政策によるところが大きいとするものが38.1%であった。この割合よりかなり下がって、児相の委託・指導体制の不十分さや関係民間機関の未発達など、制

度推進体制の不十分さによるところが大きいとするものが16.2%、またボランティア精神の未確立など国民性によるところが大きいとするものが15.6%、あるいは養子縁組の前提となっているなど制度運営上の問題によるとするものは13.1%みられた。住居、家族構造の変化などの社会状況の変化によるとする回答はきわめて少なかった。このほか社会的、国民的レベルで里親や里親制度に対する認識、評価の低さを指摘する回答がみられた。

児相の側からみると、養育里親希望者が少ない、子どものニーズにふさわしい里親が少ない、実親が里親委託をしにくいなど、主に里親の量的・質的背景並びに保護者の理解の問題を先ず重視している結果がみられた。里親委託の難しさの背景にあるふさわしい里親が広がらないこと、またその背景にある我が国の親子観や里親への認識・評価の低さが重視される結果であった。（以上、表10）

11 養育家庭関係、養子縁組関係にかかわる活動組織

(1) 組織の有無と分布

各児相管下における、養育家庭制度、養子縁組制度を福祉的な視点から普及、促進、斡旋するために、その業務を主として行う組織の有無について問うたところ、その回答の中には、この質問に適合する内容で「あり」と回答されたものばかりではない結果がみられた。そこで、質問に適合する回答のみに絞ってその結果をみたところ、養育家庭関係が13か所、養子縁組関係が9か所であった。いずれも全体の1割に達していない。このうち、養育家庭・養子縁組ともに「有り」のところは6か所である。

養育家庭関係についてみると、東京・神奈川及び兵庫・大阪に集中している。東日本からみていくと、13か所のうち東京都5、神奈川県3、川崎市1、大阪市1、兵庫県2、神戸市1の分布となっている。養子縁組関係についてみると、やや分布が広がるが、仙台市1、埼玉県1、東京都1、神奈川県2、大阪市1、兵庫県1、神戸市1、岡山県1となっている。いずれにしても、その分布は限られている。（以上、図1）

(2) 組織に対する意見

このような組織と機能が存在することについての考えを、選択肢の中から主たるもの二つを選んでもらった。このような組織と機能は必要ではないとする児相は、1か所もみられなかった。しかし有効であり、今後とも充実させる必要があるとするところ

は55.0%と、過半数を越えた程度であった。次いで、養育家庭の促進は児相をはじめ公的機関・組織の役割として重要であるとするものが46.2%、同じく養育家庭の促進は里親制度の促進と結びついているので充実させるべきとするものが36.2%であった。

同じ回答内容を養子縁組の側面からみると、養子家庭の促進については民間組織が役割を担うのがよいとするものが46.2%、養子家庭の促進は里親制度以外の分野ですすめるのがよいとするものが36.2%となっており、養子縁組の促進は児相をはじめ公的機関・組織の役割とする割合は9.4%と、約1割に過ぎなかった。

福祉分野における養育家庭の促進にかかわる公的役割の重要性、並びに養子家庭の促進にかかわる民間組織や他の分野での役割の重要性が明確に意見として示されている。

なお、この意見について、里親業務経験3年以上及び3年未満で検定したところ、有意な差はみられず、里親業務の経験の差にかかわらずほぼ同様の意見がみられることがわかった。(以上、表11-1)

〈Ⅱ〉 委託のしやすさ

12 事例別委託のしやすさ

委託のしやすい事例、しにくい事例ということについて、専門的にどのように考えているかを、12領域、39事例別に回答してもらった。回答の方法は、スムーズに委託しやすい(段階5)、おおむね支障なく委託しやすい(段階4)、どちらとも言えない(段階3)、スムーズには委託しにくい(段階2)、支障が多く委託しにくい(段階1)の5段階のいずれかに評定するものである。

スムーズに・支障なく委託しやすい事例としては、里親が児童の条件にこだわらない場合、実親などが里親委託を納得している場合を、97%以上の児相があげている。また児童の状況では、心身の問題が特にない場合、年齢が乳幼児の場合を、93%以上があげている。また保護者が死亡している場合、児相に里親担当の職員がいる場合、里親が養育里親を希望している場合、里親に実子がいない場合に、スムーズに・支障なく委託しやすいとする割合は、65%以上となっている。これに対し、保護者が里親委託に反対の場合、里親が65歳以上である場合、児童に心身の障害や情緒・行動面の問題がある場合に、80%以上の児相が支障が多く・スムーズに委託しにくいとしている。また、ふさわしい里親を見出しにく

い場合、児童の年齢が中学生以上の場合、保護者などが養子縁組を拒んでいる場合、里親が児童の性や年齢に条件を付す場合に、支障が多くスムーズに委託しにくいとする割合は、60%以上となっている。

全体的にみると、状況によってプラス、マイナスの両極に左右されやすいのが、「保護者などの同意」「保護者の養育状況」「児童の年齢」「児童の状況」「里親の希望」である。状況が比較的プラス、あるいはどちらとも言えない方向に傾いている場面としては、「児童の性」「委託後の見通し」「その他の状況(児童福祉主管課の関心、家庭養育・養子縁組機関の活動、報道・マスコミ)」をあげることができる。そして、プラス・どちらとも言えない・マイナスそれぞれに分化する傾向を持っているのが、「里親の状況」「管内の里親の状況」「児童福祉施設の状況」「児童相談所の体制」である。

以上の結果は、どの自治体や児相にも共通に存在する条件と、その体制や取り組みによって相違する条件、そして全くケースバイケースと考えられる条件とが複雑に混在していることを示唆する結果であった。(以上、表12及び図2)

〈Ⅲ〉 里親制度の今後のあり方

13 里親の名称変更

先ず、「里親」の名称変更については、「変更が望ましい」が50.0%、「その必要はない」が28.1%であり、変更賛成派が多かったが、同時に「わからない」も21.9%みられた。

「変更が望ましい」の理由としては、「イメージが古い」「イメージがよくない、暗い」「救貧的イメージ」「動物との混同」など、里親という語感やイメージに関するものが多く挙げられていた。名称変更の積極的理由としては、「現状打開の契機とする」「養子縁組との分離をめざす」などの意見が挙げられていた。

一方、「その必要はない」の理由としては、「定着している」「あえて変更する理由がない」とするものが圧倒的であった(以上、表13-1)。

14 里親の定義及び条文の独立

児童福祉法において、「里親」の定義及び里親委託の規定を独立させることに関しては、「独立の条文を創設すべき」が29.4%、「その必要はない」が37.5%、「わからない」が31.2%であり、あまり積極的といえる結果ではなかった。

「独立の条文を創設すべき」の理由としては、「里親制度を充実させるため」との意見が代表的であり、「施設保護と区別すべき」「各施設について条文があるのに里親についてのみ存在しないのは不自然」との意見もみられた。一方、「その必要はない」の理由としては、「施設措置と同様に扱うのがよい」「現状で対応でき、特に支障がない」などが代表的意見であった。(以上、表 14-1)

15 里親に対する「監護、教育、懲戒に関し必要な措置をとる権限」の付与

里親に「監護、教育、懲戒に関し必要な措置をとる権限」を付与することに関しては、「与えるべき」が 39.4 %、「その必要はない」が 31.2 %、「わからない」が 28.7 %であった。

「与えるべき」の理由としては、「施設長と同様の役割を果たしている」「親権者に代わって子どもを養育するわけで当然のこと」「現実が必要」「実態として与えられている」などの意見がみられた。一方、「その必要はない」の理由としては、「施設とは異なる」「現状で対応できる」「児童相談所と協議する方がよい」といった意見がみられた。(以上、表 15-1)

16 保護受託者と里親の統合

保護受託者の再生を図るため里親と統合することに関しては、「そうすべき」が 13.8 %、「その必要はない」が 27.5 %であったが、「わからない」が 56.9 %と過半数を占め、全体として不明又は消極的意見であった。

「そうすべき」の理由としては、「保護受託者が有名無実化しているため」「職業的自立を図るため」などがみられ、一方「その必要がない」の理由としては、「設置目的が異なる」「労働関係が委託の前提なので分けて考えるべき」といった積極的理由のほか、「保護受託者制度自体が機能していないため」といった「そうすべき」の理由と同様の消極的理由も多く挙げられていた。(以上、表 16-1)

17 里親委託の年齢延長

里親委託児童の年齢を 20 歳まで延長することに関しては、「延長すべき」が 82.5 %と大半を占め、「その必要はない」(7.5 %)「わからない」(9.4 %)を大きく引き離していた。

「延長すべき」の理由としては、「18 歳で自立できない児童がいる」「大学進学すべき児童への対応」

「施設と同様とすべき」「公平性の確保のため」などが代表的意見であった(以上、表 17-1)。

18 里親に関する最低基準の整備

里親に関する運営要綱を現行通知レベルから最低基準(省令)とすることに関しては、「整備すべき」が 46.2 %と、「その必要はない」(13.8 %)よりかなり多い。一方で、「わからない」も 38.8 %みられた。

「整備すべき」の理由としては、「制度の確立・向上のため」「他の児童福祉施設と同様に扱うべき」「法的根拠の明確化」「現状は法第 45 条違反」といった意見が挙げられた。一方、「その必要はない」の理由としては、「要綱、現状で支障がない」「最低基準になじまず」「要綱の方が弾力的に運用できる」などの意見があった(以上、表 18-1)。

19 養子縁組制度と里親制度との分離

養子縁組制度と里親制度とを分離することに関しては、意見が分かれた。即ち、「分離すべき」が 41.2 %、「その必要はない」が 35.0 %であり、「わからない」も 21.2 %みられた。

「分離すべき」の理由としては、「養育里親の位置付けの明瞭化と普及」「『自分の子が欲しい』との動機に対して委託費の形で公的保障するのはなじまない」「両者は目的、主旨が異なる」「支援が行いやすい」「両者が混同されている」などが挙げられていた。一方、「その必要はない」の理由としては、「相互に関係している」「必ずしも区別できない」「委託時点で明確に分離できない」「養育里親から養子縁組に移行する場合もある」「養育里親として学びながら養子縁組に備える」「養育里親は少ない」「現状で支障がない」などが挙げられていた。

全体として「分離すべき」とする意見には、養育里親振興を願う意向がみられ、「その必要はない」とする意見には、里親の意向の変化への対応など、両制度が重なり合っていることへのメリットを重視する意向が感じられる結果であった。また、分離すべきとの回答者にどのような分離が適当であるかを尋ねた設問では、「養子縁組里親と養育里親を制度上明確に分けた上で里親と認定し、委託を行う」が 60.6 %と 6 割を占め、「養子縁組を希望する者と里親を希望する者とを制度上明確に分け、養子縁組の場合は里親として認定しない」は 27.3 %であった。補問において後者を選択した回答者は、最も厳密に両制度を分離すべきとの意見であり、その理由としては、

当然「養子縁組は私的なものであり、公的には養育里親を援助すべきである」「本来、里親は養育里親として活用されるのがよい」といった意見が挙げられていた。

これらの結果をどのようにみるかは意見の分かれるところであろうが、養子縁組と里親とを分離する場合においても、全く別の制度とすることに関しては戸惑いや問題が多いということであろう。ただし、全回答者のうち 11.2 %が養子縁組と里親制度を完全分離すべきとしていることも注目し得る結果と言える（以上、表 19-1、19-2）

20 専門里親等の制度化

一般の里親以外の里親を制度化することに関しては、以下のような結果であった。

まず、専門里親（委託要件が付され、手当の加算等が配慮されている里親）については、「必要である」が 39.4 %、「必要だが実現には課題が多い」が 40.0 %と二分され、「必要とは思えない」（15.6 %）を大きく上回った。次に、ファミリー里親（一定数以上の児童の委託を受け、住居借上げ費、人件費等の加算が配慮されている里親）については、「必要である」が 40.0 %、「必要だが実現には課題が多い」が 33.8 %であり、これも「必要とは思えない」（20.6 %）を大きく上回った。一方、親族里親（現在、一定の条件付でしか認められていない親族への里親委託^{註2>}の拡充）については、「必要である」（15.0 %）と「必要だが実現には課題が多い」（27.5 %）を合わせても半数に満たず、「必要とは思えない」（50.0 %）の方が多かった。（以上、表 20-1、20-2、20-3）

21 里親制度の今後のあり方

里親制度の今後のあり方に関し、その他を含め 5 つの方向性を提示し、1 つだけ選択してもらった。

結果は、「現行のまま、里親による養育、施設養護の両立を図り、自然の成り行きに任せるべき」が 31.2 %、「施設養護を限定し、例えば里親手当を大幅に増額するなど、里親による養育を振興させる政策誘導を図るべき」が 26.2 %、「施設型グループホーム、里親型グループホームを制度化し、グループホーム養護を中心にしてすすめるべき」が 22.5 %であり、意見が分かれた。なお、「施設養護の充実を優先させるべき」との意見は 3.1 %にとどまった。

また、その他の意見（13.8 %）としては、「両者の性格を生かした児童福祉の推進を図るべき」「里親を

振興させるとともに、そのバックアップ機能を含めて施設機能も充実すべき」「現行を進めながら、長期的にはグループホーム養護を追求する」などのほか多様な意見が挙げられていた。（以上、表 21-1、21-2）

< II > 里親制度の運用に関する事例調査

I. 方法

里親制度と車の両輪となって機能する養護施設を対象として、『里親制度の運用に関する事例調査』を実施し、その結果を分析し、考察を加えた。

II 調査の内容

調査は、何らかの理由で里親から養護施設に措置変更された児童に関して、以下の 23 項目について行った。

1 性、2 現在の年齢、3 養護問題発生理由、4 養護問題発生時の年齢、5 最初の措置・委託先、6 入所措置経路、7 直前の里親委託時の年齢、8 措置変更時の年齢、9 里親家庭の実子の有無、10 施設への措置変更手続き、11 施設への措置変更理由、12 主要な措置変更理由、13 心身の状況、14 指導上留意している点、15 学業の状況、16 通学状況、17 入所直後時点における里親の面会希望、18 現時点における同面会希望、19 入所直後時点における児童の面会希望、20 現時点における同面会希望、21 児童と里親の関係に関する指導、22 児童にとって里親家庭経験のプラス・マイナス点、23 児童の今後の見通し。

III 調査の対象

調査は、東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市から措置委託を受けている 96 養護施設である。

IV. 調査の方法

調査は、郵送法で実施した。

V. フェイスシート

養護施設に対する調査の回収数は、発送数 96 に対し 58（60.4 %）であった。その内訳は、東京都 34、

神奈川県・横浜市・川崎市 15、埼玉県 9である。

経営主体別にみると、公立 14 (24.1 %)、私立 44 (75.9 %) であり、私立のうち 41 施設が社会福祉法人である。調査時点において、里親に委託されていた経験のある児童が在籍しているところは 23 施設 (39.7 %) であり、公立 5 施設 (公立全体の 35.7 %)、私立 18 施設 (私立全体の 40.9 %) であった。

58 施設から得られた里親からの措置変更児童は、35 名であった。以下、35 事例について検討する。

VI 研究結果

1 対象児童の性、年齢

35 名の児童を性別にみると、男児 12 名 (34.3 %) に対し女児 23 名 (65.7 %) と、女児が約 2 倍である。年齢別にみると、4 歳から 18 歳まで広がりがある。(以上、表(1)、(2))

2 養護問題発生時の年齢及び養護問題発生理由
発生時の年齢は、乳児期が 23 名と 3 分の 2 を占めている。幼児期までに限っても 30 名と、不明を除くと 90.9 % に達する高さである。

養護問題発生理由をみると、棄児、養育拒否がそれぞれ 2 割を超えて最も多く、次いで母の性格異常・精神障害が 1 割強となっている。その他としては、父母の行方不明、養育能力欠如などが挙げられている。(以上、表(3)、(4))

3 最初の措置・委託先とその後の入所経路パターン

最初に措置・委託されたところは、乳児院が 71.4 % であり、養護問題発生時の年齢が関係している。次いで養護施設と里親家庭が同じ割合であり、最初からの里親委託事例は非常に少ないことがわかる。

このように、実家庭から施設へ、そして里親へという経路が最も多く、「実家庭—乳児院—養護施設—里親—現施設」が 37.1 %、「実家庭—乳児院—里親—現施設」が 22.9 % と、合わせて 6 割に達している。また複数回里親へという経路も 2 割みられることも注目される。なお、「実家庭—里親—現施設」は、14.3 % であった。(以上、表(5)、(6))

4 直前の里親委託時の年齢及び里親委託期間

現施設に入所する前の里親委託時の年齢をみると、3 歳から 5 歳までが 57.1 % と過半を占め、0 歳から

5 歳までで 77.1 % に及んでいる。

経路パターン別にみると (表省略、以下同じ)、実家庭から直接里親へ委託された 5 例中 4 名が 13 歳以上で、しかもすべて女児という特徴がみられる。施設を経て里親へというパターンでは、6 歳未満の乳幼児期が 23 例中 22 例に及んでいる。複数回里親へというパターンでは、7 例の年齢が比較的広く分布している。

里親に委託されていた期間をみると、6 ヶ月未満が 2 割と最も高く、3 年までが 74.3 % に達している。比較的短期間であることが特徴としてみられるが、また 7 年から 10 年までが 14.3 % となっている。

経路パターン別にみると、直接里親へ委託された 5 例中 3 例が 6 ヶ月未満という特徴がみられる。施設を経て里親へというパターンでは、6 ヶ月以上 3 年未満が、43.5 % と最も高いが、3 年以上では 12 年まで広く分布している。複数回里親へというパターンでは、期間が比較的広く分布している。

なお、里親家庭の実子の有無では、「あり」「なし」が同数であり、他のファクターともあまり関連性はみられなかった。(以上、表(7)、(8)、(9))

5 施設への措置変更時の手続き

措置変更にあたって、児童相談所 (以下「児相」と略) あるいは施設への一時保護を経たかどうかをみると、約 3 分の 2 が児相を経ている。施設での一時保護例はみられなかった。(以上、表(10))

6 措置変更理由

里親から施設への措置変更理由について、里親側、児童側、実親側、児相側のそれぞれについて複数回答で求めた。里親側の理由としては、「児童の行動を理解できない」(48.6 %) が最も多く、次いで「里親としての未熟さ」(25.7 %)、「児童への過剰な期待があった」(22.9 %) など、里親側のケア上の問題点が比較的高い割合でみられた。「その他」には、虐待、高齢、経済的困窮、里親の親の疾病・入院などが挙げられていた。

これに対し、児童側の理由としては、「里親家庭に適応できず」が過半を占め、「退行現象や問題行動が長引いた」も 3 分の 1 を超えている。一方、「特になし」も 17.1 % みられた。また、実親側の理由としては、「特になし」が 4 分の 3 を占めている。「その他」をみても特徴的なものはみられない。さらに児相側の理由としても、「特になし」が 4 割に及んでいるが、

「調査が不足していた」(25.7%)、「児童と里親との組み合わせのミスマッチ」(22.9%)がそれぞれ2割を超えている。(以上、表(11))

7 措置変更の主要な理由

以上の措置変更理由について、さらに主要な理由をひとつ挙げてもらった。実親側を挙げたものはなかった。35例の分布を里親側：児童側：児相側の三者の比でみると、21：11：3(60.0%：31.4%：8.6%)の割合であり、総体的にみて里親側の理由の高さが顕著であった。里親側の理由は、「里親としての未熟さ」を除き前問よりも広く分布している。児童側の理由では、「里親家庭に適応できず」がきわめて高い割合となっており、児相側の理由では、「児童と里親との組み合わせのミスマッチ」の方が多くなっている。

主要な理由を、里親委託時の年齢別でみると、3歳未満児では、児童側の「里親家庭に適応できず」が42.9%と著しく高い。それ以外はすべて里親側の理由である。3歳以上6歳未満児では、里親側の「児童の行動が理解できない」のほか、前問の複数回答でも2割に満たなかった「実子や家族との軋轢」が上位を占めている。6歳以上13歳未満児では、理由は広く分散している。また、13歳以上の3例中2例は、児童の側の「里親家庭に適応できず」となっている。

さらに主要な理由を、里親委託期間別でみると、6ヶ月未満では、児童の側の「里親家庭に適応できず」が42.9%、次いで里親側の「児童の行動を理解できない」が28.6%となっている。短期間で措置変更された事例は児童の側、里親の側共に適応や理解の難しさをかかえている。これに対し、6ヶ月以上3年未満では、その理由が里親側、児童側共に幅広く分布し、この傾向は、3年以上においても共通にみられる。

なお、経路パターン別からは特徴的な傾向はみられなかった。(以上、表(12-1)、(12-2)、(12-3))

8 児童の心身、学業、通学の状況

35例のうち、心身に障害のみられる児童は2名(5.7%)であり、平成4年度に実施された全国の「養護児童等実態調査結果」(以下「調査結果」と略)と比較すると、里親委託児、養護施設児よりその割合はきわめて低い。学業の状況を見ると、「遅れがある」が13名(37.1%)みられる。「調査結果」では、里

親委託児が16.5%、養護施設児が35.5%であり、おおむね養護施設児に近い割合となっている。通学状況をみると、「欠席しがち」が7名(20.0%)であった。「調査結果」では、不登校傾向が養護施設では1.8%と非常に低い。平成9年度の「調査」の「欠席しがち」という項目で回答を求めた今回の結果と、単純には比較できないが、決して低い割合ではない。(以上、表(13)、(15)、(16))

9 特に指導上留意している点

里親から措置変更され、施設において生活している児童に関して、特に指導上留意している点を見ると(複数回答)、「心の安定」が最も多く、74.3%と全例の4分の3で配慮されている。次いで「友人との関係」(42.9%)、「自主性・積極性」(34.3%)、「しつけ」(31.4%)、「将来設計」「自己表現力」(各28.6%)の順となっている。これらの項目は、平成9年度の「調査」に合わせているが、前回「調査結果」では、養護施設児について「心の安定」が34.7%、「しつけ」が21.8%であり、里親から措置変更された児童については、特にこの点で留意されていると言えるであろう。

これを、現在の年齢別にみると、4～5歳児では、「心の安定」はすべての児童に特に注意されているのが特徴的である。また、「思いやり」「しつけ」が75.0%と特に高い。10～14歳児でも、「心の安定」が85.7%と際だって高い。また、「友人との関係」「学習への興味・関心」「しつけ」「社会規範」など、高い割合のものが広がってきている。15～18歳では、さらに広がりを見せ、「心の安定」が58.8%と低くなる一方、20%を超える項目が13項目に及んでいる。(以上、表(14))

10 里親家庭との交流及び里親との関係

入所直後及び現在における里親家庭と児童相互の面会の希望についてみると、里親家庭、児童ともに入所直後及び現在の面会を望んでいない割合が全く同じという結果がみられた。しかしその割合は、里親家庭が60.0%であるのに対し、児童が48.6%であった。一方、望んでいる割合はやや変化しているが、里親家庭は若干減少(20.0→17.1%)しているのに対し、児童は若干増加(25.7→31.4%)している。いずれにしても、里親家庭よりも児童の方が、時間が経過するほど面会を望んでいない割合が低くなっている。

施設における児童と里親との関係に関する指導状況をみると、関係を完全に絶つように指導しているところが 31.4 % と最も多く、逆に希望によって面会を行っているところが 28.6 % である。手紙や電話で交流、外泊を許すなどのほか、事例によって多様な指導がなされている。総体的には、指導上積極的な交流を促している施設は多くはないという結果が示された。(以上、表(17～19)、(20))

11 児童の今後の見通し

35 例の児童の今後の見通しについてみると、「自立まで現在の養護施設で養育」が 8 割を占めている。「養子縁組又は里親委託」は 11.4 % と低く、「保護者のもとへ復帰」はわずか 1 例に過ぎない。

これを経路パターン別にみると、「自立」が考慮されている事例数は、高年齢児が多い実家庭から直接里親に委託されたケースでは 5 例中 2 例とむしろ少ない。施設を経て里親に委託されたケースでは 23 例中 20 例に及び、12 歳未満児童でも 9 例中 8 例に及んでいる。複数回里親に委託されたケースでは、7 例中 6 例にも達している。(以上、表(21))

<Ⅰ>及び<Ⅱ>に関する総合的考察

以上、<Ⅰ>『里親制度のあり方に関する行政調査』及び<Ⅱ>『里親制度の運用に関する事例調査』を実施した結果の概要について述べてきた。以下に、この結果から検討すべき重要な論点や課題について考察する。

1 児相における里親業務体制

まず、調査<Ⅰ>の結果から検討を加える。

児相において、里親業務を事務分掌として担当する専任職員はきわめて少ない。8 割以上の児相がケースワーク業務担当職者が兼務している。ケースワーカーとくに児童福祉司を、地域担当とともに事項担当制にすることについては、古くから議論がなされてきたが、養護問題担当と里親制度の運用とは密接に結びつくであろう。

今回の調査に回答していただいた児相の職員では、その半数以上がケースワーク業務担当職者であり、里親に関する業務経験が 3 年未満と 3 年以上でほぼ半数ずつに分かれた。しかし、経験年数による意識や見解の相違は明瞭にみられたものはなく、児相業務全体、あるいは児童福祉業務全体との関連性の中で里親制度や里親の運用に関する見解がもたらされ

る性格をもつことが示唆される。従って、児相業務や児童福祉業務の経験をファクターとしてとらえ直すことも必要であると考えられた。

今回の回答からみると、里親会事務局が児相内に置かれているところは 6 割であったが、必ずしも中央児相に著しく傾いているわけではなく、地方児相においても里親会の拠点となっているところが相応にみられることがわかった。都道府県・指定都市レベルに限らず、地区単位にも事務局が存在することが、里親制度の進展を図る上で望ましいと考える。

事務局が児相内にあるかないかによって、里親制度の普及・啓発のための活動に何らかの相違がみられるのかをみたところ、事務局がある方が、里親月間以外に各種行事を開催する割合が高いが、全体的に統計上有意な相違はみられなかった。

2 里親制度運用の動向と評価

現行の 5 年毎という里親の再認定期間については、それを妥当とする見解が約 3 分の 2 を占めたが、再認定の際の里親として適当と考えられる上限年齢については、設ける必要があるとする見解が約 7 割に上った。実際に委託する場合には、明らかに年齢上の適切性が考慮される。今回の回答からは、60 歳乃至 65 歳が多かったが、50 歳乃至 55 歳とする回答も 3 割弱あることは注目される。今後の検討課題とされる。

里親制度の普及・啓発のための活動に関しては、回答の選択肢のほか多岐にわたる活動内容が記述されており、これらの活動効果についても、今後フォローする必要があるように思われた。

さて、養育里親と養子親の制度上のあり方は、わが国の里親制度の根幹にかかわる古くて新しい問題である。今回の結果をみると、両者を制度上分けているとする児相が 5 割に対し、とくに分けていない・その他が 44.2 % と、おおむね二分され、その他の回答と関連させてみても、養育里親と養子親の二分化については十分な論議が必要であることが示唆される結果であった。

また、いわゆる通常の養護児童に限らず、障害や問題のある児童がどの程度委託されているかを問うた結果からみても、委託が 2 割を超える対象児はみられず、一気に専門里親などの普及を図ることには限界がみられるように思われた。

里親委託後の指導・支援体制は、圧倒的割合で児相によってなされている結果がみられた。しかし、

とくに里親の家庭への訪問、里親交流の奨励が主なものであり、児相での指導・支援や研修などの体制を強化することは、非常に重要であり、制度的にもその基盤を強化する必要性が認められる。

3 里親委託の効果と里親制度振興上の課題

わが国の里親制度が抱える特徴を反映し、里親委託が解除される理由として、養子縁組が極めて高い割合でみられることは、これまでの全国調査などからも常に明らかにされてきた。今回の結果も、言うまでもなくそれと符合している。児童福祉上の本来的目的の一つである家庭復帰や児童の自立の割合は低い。ポイントでみると、養子縁組に対して児童の自立は1ポイント以上、家庭復帰に至っては2ポイント以上低い。また、施設に措置変更されるケースは、養子縁組よりも2ポイント低いものの、家庭復帰とほぼ同様のポイントを得、2位、3位、4位の得点は、家庭復帰よりも高い。

里親への委託効果をみると、委託効果が上がり、順調に解除・変更している事例の割合は非常に高かったが、効果が上がった場合は、養子縁組へ、また効果があまりみられない場合は措置変更へ、という図式は、里親制度の中に一部養子縁組制度が混然として含まれている象徴的なものであるとも言える。

我が国の里親制度が、これまで十分な振興をみていない理由に関する結果をみても、我が国においては、プライベートなあるいは親族的、血縁的家族関係を重視する文化や子育て観を基盤としている傾向が重視されている。今日においてもこの傾向は根強く、このことを視野におくことなく、純粋に福祉的観点からの社会的親、心理的親としての里親制度の振興、里親委託・受託の促進を図ることには限界があることを、今日においても重視する必要があることが示された。

このことは、里親制度の運用を実質的に担う児相が、養育家庭関係、養子縁組関係にかかわる活動組織に対する意見からも示唆されるところである。このような活動組織は、まだ大都市圏を中心に、いくつかの活発な地域に存在する程度である。その有効性を判断するには、経験例が十分ではないことも、今回の調査から伺われた。しかし、児相の主要な見解としては、養育家庭の促進は、里親制度と結びつけて児相をはじめとする公的機関・組織が担い、養子家庭の促進は必ずしも里親制度としてではなく、また民間組織が担う、という重要な示唆を得ること

ができた。今後里親制度を養子縁組制度のあり方と関連させて検討していく上で、とくに養育家庭、養子家庭の促進にかかわる制度のあり方、公私の役割分担のあり方を考える上で、十分に参考としたい内容である。

4 里親への「委託のしやすさ」

我が国の里親制度が十分に振興をみていない理由の第一にあげられていたものが、里親委託をめぐる状況であった。今回の行政調査では、里親制度の運用に深くかかわる里親委託のしやすさ、しにくさについても取り上げた。結果のところでもふれたように、委託のしやすさ・しにくさというプラス・マイナスの両極に左右されやすいものとして、「保護者の同意」、「保護者の養育状況」、「児童の年齢」、「児童の状況」、「里親の希望」があった。ケアの前提としての保護者の養育状況や保護者との円滑な関係が、きわめて重要であることは、里親制度に限らず児童福祉施設への措置においても同様である。里親委託においては、それ以外の三つの領域が重視されよう。「児童の年齢」が低く、「児童の状況」にとくに難しい問題がない場合か、「里親の希望」としてそのような児童の条件にこだわらない場合である。まさに、都道府県・指定都市や地域レベルでの、また児相や里親会レベルでの里親制度運用にかかわる質的対応によって相違が生じてくるものである。またこの内容は、我が国の文化や子育て観を踏まえた対応が求められるものであることも重要である。

状況が比較的プラスあるいはどちらとも言えない方向に傾いているものとして、「児童の性」、「委託後の見通し」、「その他の状況」があった。この点が主要な条件となることは確かに少ないであろう。男の子よりも女の子の方がプラスに傾いている割合が高いが、しかし男の子であるということがマイナスに傾く割合はほとんどないに等しい。

さらに、プラス・どちらとも言えない・マイナスそれぞれに分化する傾向を持つものとしてあげられた「里親の状況」、「管内の里親の状況」、「児童福祉施設の状況」、「児童相談所の体制」は、里親制度に限らず、幅広く奥深い児童福祉施策・サービスの実施体制と深くかかわる内容である。いずれの場合にも、日常的な里親への支援・指導・研修、そして委託後の支援・指導、密接なアフターケアとフォローアップによって、里親への委託の促進や委託後の効果が期待されよう。

5 里親制度の今後の展望

以上の結果の考察を踏まえ、里親制度の今後のあり方に関する結果について検討を加えたい。

今回の調査において質問した内容は、これまでの経緯を通して、とくに今後制度上改正や検討を加えるべき内容としてあげられたものである。それぞれが、今後のあり方を考える上で重要な論点を含んでいるものである。それぞれの内容について、賛成・積極派、反対・消極派、判断不可能・猶予派の三つの割合についてあらためてみると、賛成・積極派の多い順に、先ず里親委託児童の20歳まで延長については、おおよそ8：1：1と、圧倒的に賛成派が多かった。この懸案は、今回の児童福祉法改正でも見送られたが、改正の趣旨からみても自立支援の方向は重要である。次いで、里親という名称については、おおよそ5：3：2、里親に関する最低基準の整備については、おおよそ5：1：4と、決して多数が賛成・積極的という結果ではなかった。そして里親の親権にかかわる権限付与については、4：3：3、養子縁組制度と里親制度との分離については、おおよそ4：4：2という結果であり、賛成派は半数に達していない。しかも賛否相半ばしており、今後様々な論議や検討が必要であろう。里親の定義及び条文の独立については、おおよそ3：4：3と、むしろ消極的であった。さらに保護受託者と里親の統合については、おおよそ1：3：6と、賛成・積極派はきわめて少なかった。

今回の調査結果からみると、里子の年齢延長を除き、制度改正にはあまり積極的ではない児相の姿勢が示されており、今後の改正には十分な論議を必要とすることが示唆される結果であった。

また、里親制度を児童福祉制度の中でより積極的に位置づける上で、そしてまた委託のしやすさという観点からの改善と委託の促進を図る上で、専門里親の制度化を検討することは、非常に重要であると考えている。今回の調査結果をみると、必要である、実現には課題が多い、必要でないの三つの割合であらためてみると、ファミリー里親がおおよそ4：3：2、専門里親がおおよそ4：4：2と、賛成・積極派は半数に達していない。また、我が国の文化や子育て観を踏まえた制度として、親族里親の検討も重要であるが、その割合は、おおよそ2：3：5という結果であった。

総じて新たな制度の採用には消極的な傾向が示されたと言える。自由記述の全体的な傾向から言うな

らば、里親制度変更に積極的な意見は、そのことによって里親制度の拡充に期待を寄せるという意向が働いており、一方消極的な意見は、現状でも対応が可能であり、とくに変更を必要としない、里親等の意向を考慮するならば、一体的に実施すべきなどの意向が主であると受け止められた。

6 事例調査にみる里親委託の特徴

次に、調査〈Ⅱ〉の結果について検討を加える。

今回の調査では、里親制度の効果的運用が十分にされていない背景を分析する方法として、何らかの理由で里親から養護施設に措置変更された児童の事例を分析した。

今回の事例は、里親から施設への措置変更理由からも理解できるように、里親養育に何らかの効果がみられたことによって養護施設へ措置変更されたのではなく、むしろ里親による養育の継続が難しいと考えられたために措置変更された事例が主となっている。これに該当する32例について分析したところ、その9割が乳幼児期に既に養護問題が発生していた。しかもその発生理由が、棄児、養育拒否、行方不明、養育能力欠如など、その後も比較的将来にわたって実親の養育が期待できないと考えられる割合が高かった。したがって、最初の措置先が乳児院という事例は25例に及び、その後養護施設へそして里親へ、あるいは里親へという経路を辿る事例が多い。

このことは、諸外国とくに欧米諸国と異なるわが国の特徴、つまり乳幼児期の社会的養護は必ずしも家庭的養護とはならないという点を踏まえて検討しなければならない。つまり、集団養護的環境で育ち、実家庭やいわゆる家庭的養護の経験に乏しい児童が、はじめて家庭的養護・養育を受けることの福祉上の課題と関係してくる。このような状況で里親委託への措置変更がなされた場合の、里親家庭の側の受け入れ体制には、相応の専門的要件が求められる。そして、過去の養護経験の状況は言うまでもなく、里親と子どもとの適合性や相性、委託上の配慮、課題が重要となり、とくに里親による家庭的養護の質が一層重視されてくる。先ずこの観点から、考察を加えることが重要である。

7 里親から施設へ措置変更される背景

第一に検討すべきことは、上述の特徴を持つ事例が施設へ措置変更されることとなった背景である。児童が結果的に集団養護的環境へ措置変更された背

景をみると、二つの点が挙げられる。第一に、里親制度の福祉上の重要な目的、つまり可能な限り早期に家庭に復帰させるという目的を達成するには、多くの児童にとってその家庭が安心して復帰することのできる場所ではなかったということがある。そして第二に、そうであれば比較的長期間安定した里親家庭環境のもとで生活し、自立を援助すること、あるいは養子縁組に移行することが重視されてくるが、しかし里親による養育の体制あるいは児童の側、児相の側に何らかの問題や不備をきたしたために、それを果たすことに限界があったということがある。その結果、養護問題が解決していない故に、社会的養護上圧倒的ウエイトを占める養護施設に移行せざるを得なかったという状況が伺える。

里親から施設へ措置変更された主要な理由は、里親側：児童側：児相側がおおむね6：3：1であった。里親側、児童側であげられた主要な理由、即ち児童の行動を理解できない、児童への過剰な期待、里親としての未熟さ、児童の里親家庭への不適応などの背景を探ると、つまるところは里親としての資質、備えるべき専門性や適性上の問題と不可分になってくる。

ここで、先の調査<Ⅰ>で検討した内容と関連させて考察したい。行政調査結果では、里親への委託効果が上がり、順調に解除・変更している事例の割合は非常に高かった。しかし、里親委託が解除される理由として、養子縁組が極めて高い割合でみられ、児童福祉上の本来の目的の一つである家庭復帰や児童の自立の割合は低かった。施設に措置変更されるケースと、家庭復帰ケースのポイントとがほぼ同様であったこと、里親への委託効果が上がった場合は、養子縁組へ、また効果があまりみられない場合は措置変更へ、という図式は、調査<Ⅱ>においても正に立証された結果となっている。

この点で、両調査から指摘される共通の課題があると思われる。それは、先ず児童福祉の観点からの里親制度の運営の要である児相のきめ細かなケースワーク、フォローアップを伴う協働体制の強化である。この協働体制という視点からは、社会的養護の支柱である児童養護施設、乳児院と里親との連携、協働もまた欠かすことができないであろう。そして第二に、里親としての資質、備えるべき専門性や適性の向上による里親制度の基盤の安定、強化である。

8 里親委託への経路

35 事例の実家庭から直近の里親家庭に委託されるまでの経路は、3つのパターンに分かれ、「実家庭から施設を経て里親へ」が約3分の2に及び、「複数回里親へ」が2割、そして「実家庭から直接里親へ」が約14%という割合であった。施設を経て里親へ委託された事例は、その殆どが6歳未満という年少時期であり、委託されていた期間は3年未満という事例が4割を超えてはいるが、しかし3～12年まで広く分布していた。また複数回里親へ委託された事例は、言うまでもなく委託された時の年齢も委託期間も広く分布していた。しかし、最も少ないパターンである実家庭から直接里親へ委託された5例には、際だった特徴がみられた。委託時の年齢は、5例中4例が13歳以上で、しかもすべて女兒という特徴がみられる。また委託期間は、3例が6ヶ月未満であった。

今回調査した事例では、対象児童が幼児から青年期にまで幅があるのに対し、その養護問題発生時の年齢は乳幼児期が9割という対比がみられることは、既にみてきたところであるが、高齢時期に実家庭から直接里親へ委託された場合、その後きわめて早い時期に施設に措置変更されていることは、注目する必要がある。

調査<Ⅰ>では、委託しにくい例として児童の年齢が中学生以上の場合が挙げられていた。最近の研究においても、東京都の養育家庭制度に関する実証的研究をすすめた桜井は、養育家庭（里親）からの措置変更の背景のひとつとして、思春期のケアの問題点を指摘している（参考文献7）。思春期以降に里親家庭に委託された場合に生じ得る児童の側の里親家庭への適応の難しさ、里親の側の児童の行動理解の難しさを感じる時、上述した家庭養育経験の少なさがもたらす里親養育上の難しさと共に、この面でのケアのあり方をさらに検討していく必要がある。今回の対象事例数はまだきわめてわずかであり、さらなる研究を今後の重要な課題としていきたい。

9 児童養護施設の役割

半世紀前の児童福祉法制定後最も大きな変革とされた今次の改正内容は、1998年4月から施行されることとなった。社会的養護においてきわめて重要な位置を占めてきた養護施設は、児童養護施設と改称されると共に、その目的として「自立」を支援する役割が加えられた。社会的養護における「保護」と共に「自立」という指向、ひいては「保護」から

「自立」へという指向は、いよいよ本格的な歩みを開始する。

児童養護施設の新たな役割を含め、里親家庭から施設へ措置変更された児童の養護について、今回の結果が示唆するものをあらためて確認したい。

今回の事例調査を通じ、やや明らかになったことは、措置変更によって入所した児童への指導上の留意点として、「心の安定」の割合の高さが際だっていること、そしてわずか1例を除き今後保護者のもとへの復帰の見通しが立たず、全体の8割が「自立まで現在の養護施設で養育」という方針であり、しかも年齢が低くともそのような見通しがなされる児童が多かったことである。里親と児童間に生じた何らかのストレスを配慮し、また家庭復帰がきわめて期待薄ななかで、ケアの留意点は、施設が児童にとっての何よりの安全基地として機能すること、依存から自立への欠かせない生活の基盤となることであることが伺われた。

児童養護施設の社会的養護に占めるウエイトの高さを考えるとき、法制度に加えられた自立を支援する役割の大きさは、このような点からも十分に伺われるところである。

10 里親制度の今後

両調査を通じて示唆された里親制度の問題点のうち、児童福祉上の里親の意義とその資質、専門性については、それぞれのところでふれてきた。ここでは最後に、これまで常に問われてきた養子縁組制度とのかかわりについて考察を加えたい。

今回の調査<Ⅰ>の結果を分析するにあたり、とくに重要なファクターである調査対象児相の中央・地方別、回答者の経験年数における3年以上・3年未満別、回答者の養子縁組と里親の分離に関する是非別に、いくつかの項目についてカイ自乗検定を行い、分析した。調査<Ⅰ>表 22-1 に示すように、いくつかの有意な相違がみられたのであるが、しかしそれは養子縁組制度と里親制度の分離を是とするあるいは非とするものと、「わからない」とのものとの間のものであった。そこで「わからない」を除いて検定したところ、表 22-2 に示すように、今後の里親制度のあり方のうち親族里親について、有意な相違がみられた。つまり、分離を是とするものに、「必要だが、実現のためには課題が多い」とする回答が、また分離を非とするものに、「必要とは思えない」とする回答がより多くみられた。親族里親と養子縁組の近似性

がこのような相違をもたらしたと考えられる。

以上の結果からみて、結論的には、両制度の分離の是非によって里親制度の今後の課題とあり方に特別の相違をもたらすものはなかったと言える。即ち、児相職員の意向からみる限り、里親制度と養子縁組制度の分離については十分な論議が必要とされる結果であった。また今回の調査からは、里親制度の促進に関しては公的な役割が重視され、養子縁組に関しては、NGO、NPOを主とする民間レベルでの施策の強化を視野に入れることが重要であることが明らかになった。したがって、今後里親制度をより福祉的な観点から促進、改革を図る場合には、公的な組織・機関を中心に、その活動や施策を強化し、里親養育の質的向上と里親制度の促進を図ることが重視される。このことは、調査<Ⅱ>の結果とも関連し、児相の里親への専門的支援の一層の強化が望まれるところである。

しかしながら、各般の児童福祉問題に幅広く対応せざるを得ず、里親委託業務に多大のエネルギーを注ぐことを十分になし得ない現行の児相の業務体制をみると、里親制度を強化することのできる総合的な児童福祉制度の改革にかかわる諸条件を整備することが重要不可欠なものとなる。

なお、この研究の一部については、第46回日本社会福祉学会全国大会(1998年10月)で発表した。

最後に、厚生科学研究による今回の調査研究にあたっては、全国の児童相談所並びに関東地域の児童養護施設からの多大なご協力を得ることができました。ここにあらためて深甚の感謝を申し上げます。

<註> 1 :

調査は法改正前の状況について行っているため、改正前の時点についてはすべて養護施設という名称を用いた。しかし、現時点で表現している部分では、児童養護施設という名称を用いた。

<註> 2 :

親族への里親委託の一定の条件については、現行の里親等家庭養育運営要綱に定められている。具体的には、児童の伯父、伯母等親族の養育の方がより適正に行われる場合で、且つその親族が生活保護法の適用を受けるなどその児童を養育する資力に乏しい場合に限られている。

〈参考文献；年代順〉

- 1 三吉 明編 1963 「里親制度の研究」日本児童福祉協会
- 2 松本武子 1972 「児童福祉の実証的研究：児童相談所と里親制度」誠信書房
- 3 松本武子ほか 1977 「里親制度：その実践と展望」相川書房
- 4 養子と里親を考える会 1984～1997 「新しい家族養子と里親の研究」第 4,7,13,15,16,20,25,30,31号
- 5 吉沢英子 1986 「社会情勢の変化に対応する里親制度の改善方策に関する研究」昭和 60 年度厚生科学研究報告
- 6 厚生省児童家庭局 1994 「養護児童等実態調査結果」厚生省
- 7 桜井奈津子 1997 「東京都養育家庭制度の実証的研究～措置変更ケースの分析を通して～」1996 度明治学院大学大学院社会学研究科修士論文
- 8 柏女靈峰・網野武博・山本真実・林 茂男 1997 「児童福祉法の改正をめぐって～次なる改正に向けての試案～」日本子ども家庭総合研究所
- 9 柏女靈峰・山縣文治編 1998 「新しい子ども家庭福祉」ミネルヴァ書房

里親制度のあり方に関する行政調査

<フェイスシート>

調査対象児童相談所 中央・地方の別

	件数	%
中央	54	33.8
地方	106	66.2
合計	160	100.0

回答者の職名

	件数	%
児童福祉司及び児童福祉司兼務者	73	45.6
課長・係長・主幹(副...を含む)	33	20.6
相談員・相談調査員・児童相談員	18	11.2
主任・主事・主査(副...を含む)	16	10.0
専門員・福祉専門員	6	3.8
その他	6	3.8
N. A.	8	5.0
合計	160	100.0

回答者の経験年数

	件数	%
1年未満	8	5.0
2年目	36	22.5
3年目	32	20.0
4年目	28	17.5
5～6年目	24	15.0
7～9年目	13	8.1
10年目以上	11	6.9
N. A.	8	5.0
合計	160	100.0

<I 里親制度の運用の実態、動向、評価>

表1 里親に関する業務を事務分掌として担当する職員

	全体		中央		地方	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. 専任の職員がいる	7	4.4	4	7.4	3	2.8
2. 児童福祉司、相談員の中から兼務	133	83.1	40	74.1	93	87.7
3. 他の職員の中から兼務	13	8.1	7	13.0	6	5.7
4. 特にいない	2	1.2	0	0.0	2	1.9
5. その他	3	1.9	2	3.7	1	0.9
N. A.	2	1.2	1	1.9	1	0.9
合計	160	100.0	54	100.0	106	100.0

表2 里親会事務局

	全体		中央		地方	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. 児相内に置かれている	97	60.6	36	66.7	61	57.5
2. 児相内に置かれていない	63	39.4	18	33.3	45	42.5
合計	160	100.0	54	100.0	106	100.0

表4 登録里親の再認定

4-1 再認定の期間(何年毎)

	4-1 再認定		4-2 適当な期間	
	件数	%	件数	%
1年毎	0	0.0	1	0.6
2年毎	12	7.5	12	7.5
3年毎	11	6.9	24	15.0
4年毎	4	2.5	5	3.1
5年毎	125	78.1	108	67.5
N. A.	8	5.0	10	6.3
合計	160	100.0	160	100.0

4-2 里親として適当と考えられる上限年齢

	件数	%
1. 上限が必要である	112	70.0
40歳	2	1.8
45歳	6	5.4
50歳	23	20.5
55歳	7	6.2
58歳	1	0.9
60歳	40	35.7
65歳	28	25.0
70歳	5	4.5
2. 上限は必要ない	42	26.2
N. A.	6	3.8
合計	160	100.0

表3 児童福祉審議会の意見を聴くための関係審議会の開催回数(年間)

	件数	%
1回	21	38.9
2回	21	38.9
3回	6	11.1
6回	3	5.6
12回以上	2	3.7
N. A.	1	1.9
合計	54	100.0

表5 里親制度の普及・啓発のための活動(MA)

	全 体		里親会事務局あり		里親会事務局なし	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. 里親月間に各種行事を開催する	42	26.2	29	29.9	13	20.6
2. 里親月間以外に各種行事を開催する	79	49.4	62	63.9	17	27.0
3. 里親普及のためのポスター、リーフレットを作成・配布	53	33.1	36	37.1	17	27.0
4. 問い合わせや希望者への相談・受付窓口を設け、受理する体制	30	18.8	18	18.6	12	19.0
5. 定期的・随時に、新聞、放送等マスコミ関係に協力を依頼する	19	11.9	15	15.5	4	6.3
6. その他	45	28.1	25	25.8	20	31.7
N. A.	5	3.1	0	0.0	5	7.9
合計	160	100.0	97	100.0	63	100.0

表6 登録里親の種類(MA)

	件数	%
1. 制度上、養育里親と養子里親を分けている	27	50.0
2. 専門里親が置かれている	4	7.4
3. ファミリー里親が置かれている	3	5.6
4. 特に分けていない・その他	24	44.4
N. A.	3	5.6
合計	54	100.0

表7 障害や問題のある児童の委託(MA)

	件数	%
1. 身体に障害のある児童	12	7.5
2. 知的に障害のある児童	32	20.0
3. 心身に重複して障害のある児童	2	1.2
4. 情緒に障害のある児童	31	19.4
5. 非行等行動に問題のある児童	27	16.9
6. その他	5	3.1
N. A.	93	58.1
合計	160	100.0

表8 里親委託後の指導・支援

8-1 指導・支援の実施機関(MA)

	件数	%
1. 児童相談所	157	98.1
2. 里親会	40	25.0
3. 里親の普及・促進・斡旋を行う機関	11	6.9
4. 特にどこも行っていない	0	0.0
5. その他	5	3.1
N. A.	2	1.2
合計	160	100.0

8-2 児相が行う指導・支援の内容(MA)

	件数	%
1. 里親の家庭訪問による指導・支援	138	87.9
2. 児相でのグループ・個別の指導・支援	54	34.4
3. 委託里親研修の実施	66	42.0
4. 電話や来所があった場合のみ指導・支援	46	29.3
5. 里親会への参加や、里親交流の奨励	131	83.4
6. その他	10	6.4
合計	157	100.0

表9 里親委託の解除・措置変更

9-1 解除の時点での児童の状況

	全 体		1位		2位		3位		4位		5位		N. A.	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 児童の自立	160	100.0	11	6.9	73	45.6	31	19.4	7	4.4	4	2.5	34	21.2
2. 家庭復帰	160	100.0	10	6.2	20	12.5	37	23.1	30	18.8	8	5.0	55	34.4
3. 養子縁組	160	100.0	133	83.1	18	11.2	2	1.2	0	0.0	1	0.6	6	3.8
4. 施設に措置変更	160	100.0	1	0.6	25	15.6	46	28.7	43	26.9	7	4.4	38	23.8
5. 里親に措置変更	160	100.0	0	0.0	4	2.5	6	3.8	18	11.2	56	35.0	76	47.5

9-2 解除の時点での委託効果

	全 体		1位		2位		3位		4位		N. A.	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 効果が上がり順調に解除・変更した	160	100.0	136	85.0	9	5.6	2	1.2	1	0.6	12	7.5
2. 効果が上がっていたが、年齢や家庭の事情等で解除・変更した	160	100.0	10	6.2	78	48.8	10	6.2	14	8.8	48	30.0
3. 効果があまりみられず、里親は継続を望んだが、解除・変更した	160	100.0	2	1.2	8	5.0	26	16.2	57	35.6	67	41.9
4. 効果があまりみられず、里親も望み、解除・変更した	160	100.0	2	1.2	37	23.1	58	36.2	19	11.9	44	27.5

網野他：里親制度及びその運用に関する研究

(付) 9-1

順位		ポイント
1	養子縁組	4.8
2	児童の自立	3.6
3	家庭復帰	2.9
4	施設に措置変更	2.8
5	里親に措置変更	1.5

(付) 9-2

順位		ポイント
1	効果が上がり順調に解除・変更した	3.9
2	効果が上がっていたが、年齢や家庭の事情等で解除・変更した	2.8
3	効果があまりみられず、里親も望み、解除・変更した	2.2
4	効果があまりみられず、里親は継続を望んだが、解除・変更した	1.5

*ポイントの算出方法

割合の高かった順に1位 (=5ポイント) 2位 (=4ポイント) 3位 (=3ポイント) 4位 (=2ポイント) 5位 (=1ポイント) として合計ポイントを求め、それぞれの項目の無記入を除く回答者数で除した。9-2に関しては、1位 (=4ポイント) 2位 (=3ポイント) 3位 (=2ポイント) 4位 (=1ポイント) で合計ポイントを求めた。

表10 里親制度不振の理由(MA) ランキング

順位		件数	%
1	養育里親希望者が少ない、子どものニーズにふさわしい里親が少ない、実親が里親委託を承諾しにくいなど、里親委託をめぐる状況によるところが大きい。	103	64.4
2	血縁を重んじる我が国の親子観によるところが大きい。	66	41.2
3	社会的養育システムとして施設養護よりも里親制度を振興させる政策誘導がないなど、国の政策によるところが大きい。	61	38.1
4	児童相談所の委託、指導体制の不十分さや関係民間機関の未発達など、制度推進体制の不十分さによるところが大きい。	26	16.2
5	宗教を基盤にもつボランティア精神の未確立など国民性によるところが大きい。	25	15.6
6	里親委託が養子縁組の前提とされ試験養育期間と化しているなど、制度運営上の問題によるところが大きい。	21	13.1
7	就労形態の多様化、住居、家族構造の変化など、社会状況の変化によるところが大きい。	8	5.0
	その他	6	3.8
	合計	160	100.0

表11-1 養子家庭関係、養子縁組関係にかかわる活動組織についての考え(MA) ランキング

順位		件数	%
1	このような組織と機能は有効であり、今後とも充実させる必要がある。	88	55.0
2	養育家庭の促進は、児相をはじめ公的機関・組織の役割として重要であるが、養子家庭の促進は逆に民間の組織が養子縁組の斡旋などを中心にして役割を担うのがよい。	74	46.2
3	養育家庭の促進は、里親制度の促進と深く結びついているので、充実させるべきであるが、養子家庭の促進は他の分野ですすめるのがよい。	58	36.2
4	養育家庭の促進は、地域の民間レベルでの福祉活動として行うのが重要であり、養子家庭の促進は、逆に児相をはじめ公的機関・組織の役割として重要である。	15	9.4
5	養子家庭の促進は、今後特別養子など福祉的な視点で促進することが重要であるが、養育家庭は里親制度の伸び悩みもあり、これを促進する必要性はあまりない。	3	1.9
6	養育家庭の促進も、養子家庭の促進も、ともにわが国の実態に馴染まない面が多いので、このような組織は必要ではない。	0	0.0
	N. A.	20	12.5
	合計	160	100.0

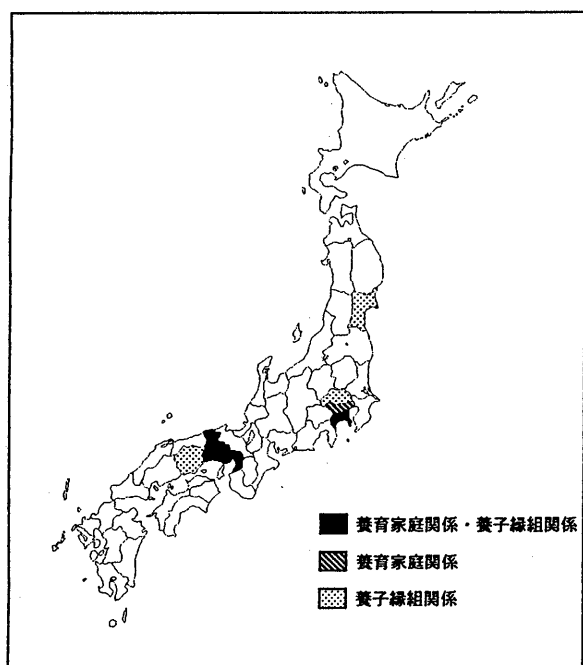


図1 養育家庭関係、養子縁組関係にかかわる活動組織分布マップ

<II 委託のしやすさ>

表12 事例別委託のしやすさ

■ 50%以上 □ 30%以上

	合計		スムーズに委託しやすい		概ね支障なく委託しやすい		どちらとも言えない		スムーズには委託しにくい		支障が多く委託しにくい		N. A.	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 実親などの同意														
a 里親委託を納得	160	100.0	119	74.4	37	23.1	3	1.9	1	0.6	0	0.0	0	0.0
b 里親委託に反対	160	100.0	0	0.0	1	0.6	3	1.9	26	16.2	12	7.5	3	1.9
c 養子縁組を拒んでいる	160	100.0	2	1.2	5	3.1	44	27.5	57	35.6	47	29.4	5	3.1
2. 保護者の養育状況														
a 保護者が死亡	160	100.0	67	41.9	65	40.6	23	14.4	4	2.5	0	0.0	1	0.6
b 所在や行方が不明	160	100.0	8	5.0	29	18.1	71	44.4	37	23.1	13	8.1	2	1.2
c 虐待・放任等の問題	160	100.0	1	0.6	3	1.9	68	42.5	55	34.4	31	19.4	2	1.2
d 児童に家庭的な養護が必要	160	100.0	9	5.6	41	25.6	93	58.1	11	6.9	1	0.6	5	3.1
3. 児童の年齢														
a 乳幼児	160	100.0	79	49.4	68	42.5	10	6.2	2	1.2	0	0.0	1	0.6
b 小学生	160	100.0	3	1.9	42	26.2	85	53.1	28	17.5	0	0.0	2	1.2
c 中学生以上	160	100.0	0	0.0	5	3.1	42	26.2	79	49.4	32	20.0	2	1.2
4. 児童の性														
a 男の子	160	100.0	8	5.0	41	25.6	107	66.9	3	1.9	0	0.0	1	0.6
b 女の子	160	100.0	30	18.8	50	31.2	79	49.4	0	0.0	0	0.0	1	0.6
5. 児童の状況														
a 心身の問題が特にみられない	160	100.0	29	18.1	63	39.4	5	3.1	3	1.9	1	0.6	2	1.2
b 情緒・行動面の問題がある	160	100.0	1	0.6	2	1.2	26	16.2	69	43.1	24	15.0	1	0.6
c 心身の障害がみられる	160	100.0	1	0.6	0	0.0	13	8.1	72	45.0	73	45.6	1	0.6
6. 委託後の見通し														
a いずれ保護者の元に帰る	160	100.0	4	2.5	27	16.9	75	46.9	39	24.4	14	8.8	1	0.6
b 家庭復帰の見通しがたてにくい	160	100.0	7	4.4	55	34.4	81	50.6	13	8.1	1	0.6	3	1.9
c いずれ自立する	160	100.0	17	10.6	63	39.4	73	45.6	4	2.5	0	0.0	3	1.9
7. 里親の希望														
a 養育里親を希望	160	100.0	49	30.6	62	38.8	42	26.2	5	3.1	0	0.0	2	1.2
b 養子里親を希望	160	100.0	28	17.5	53	33.1	55	34.4	22	13.8	0	0.0	2	1.2
c 児童の性や年齢に条件を付す	160	100.0	2	1.2	10	6.2	52	32.5	55	34.4	9	5.6	2	1.2
d 児童の条件にこだわらない	160	100.0	80	50.0	75	46.9	5	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8. 里親の状況														
a 養育中の実子がいる	160	100.0	3	1.9	26	16.2	97	60.6	30	18.8	3	1.9	1	0.6
b 養育中の実子が3人以上いる	160	100.0	2	1.2	7	4.4	60	37.5	63	39.4	27	16.9	1	0.6
c 実子がない	160	100.0	38	23.8	64	40.0	51	31.9	5	3.1	1	0.6	1	0.6
d 既に里子が委託されている	160	100.0	10	6.2	43	26.9	83	51.9	18	11.2	4	2.5	2	1.2
e 里親が65歳以上である	160	100.0	0	0.0	2	1.2	20	12.5	43	26.9	32	20.0	3	1.9
9. 管内の里親の状況														
a 登録里親の数が多	160	100.0	23	14.4	51	31.9	76	47.5	5	3.1	1	0.6	4	2.5
b 登録里親の数が少	160	100.0	1	0.6	3	1.9	78	48.8	63	39.4	7	4.4	8	5.0
c ふさわしい里親を見出しにくい	160	100.0	0	0.0	9	5.6	35	21.9	78	48.8	33	20.6	5	3.1
10. 児童福祉施設の状況														
a 施設の定員や受入に余裕がない	160	100.0	3	1.9	41	25.6	90	56.3	6	3.8	4	2.5	7	4.4
b 施設等に入所措置の希望が多い	160	100.0	1	0.6	16	10.0	76	47.5	50	31.2	11	6.9	6	3.8
c 施設から入所児童の措置変更希望	160	100.0	1	0.6	26	16.2	74	46.3	8	5.0	5	3.1	6	3.8
11. 児童相談所の体制														
a 里親担当の職員がいる	160	100.0	43	26.9	72	45.0	38	23.8	1	0.6	0	0.0	6	3.8
b 里親担当の職員がいない	160	100.0	0	0.0	4	2.5	60	37.5	64	40.0	25	15.6	7	4.4
c 児相の業務が多忙である	160	100.0	1	0.6	7	4.4	74	46.2	52	32.5	20	12.5	6	3.8
12. その他の状況														
a 児童福祉主管課が里親制度に関心	160	100.0	23	14.4	58	36.2	68	42.5	3	1.9	1	0.6	7	4.4
b 家庭養育、養子縁組機関が活動	160	100.0	22	13.8	55	34.4	65	40.6	8	5.0	3	1.9	7	4.4
c 報道やマスコミで取り上げる	160	100.0	13	8.1	57	35.6	72	45.0	9	5.6	2	1.2	7	4.4

網野他：里親制度及びその運用に関する研究

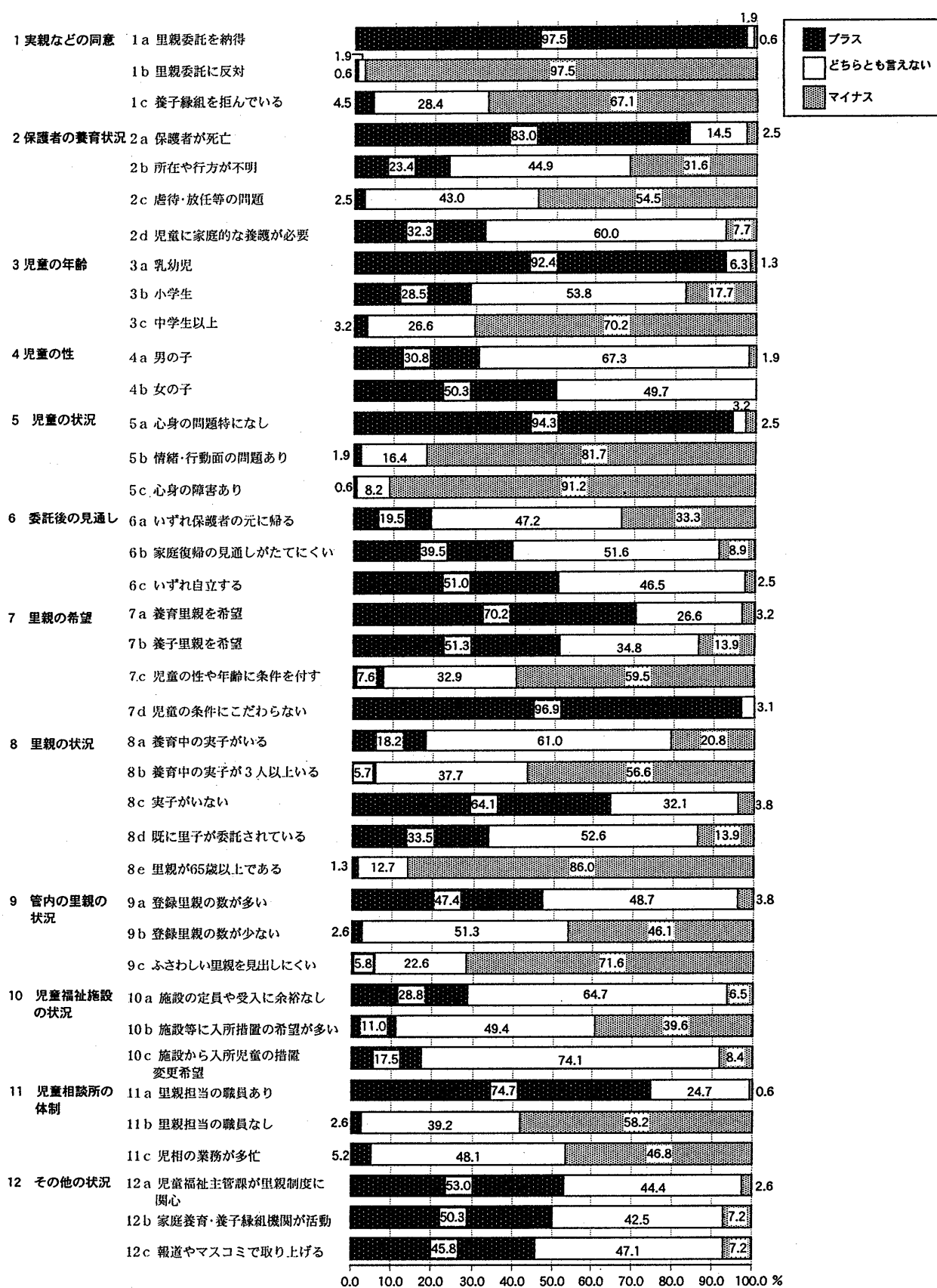


図2 条件別委託のしやすさ(N.A.を除く)

<Ⅲ 里親制度の今後のあり方>

表13-1 里親の名称変更

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
	件数	%	経験3年未満		経験3年以上		合計 件数	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計 件数
			件数	%	件数	%		件数	%	件数	%	件数	%	
1. 名称変更が望ましい	80	50.0	39	51.3	39	51.3	78	39	59.1	27	48.2	14	41.2	80
2. その必要はない	45	28.1	20	26.3	20	26.3	40	15	22.7	21	37.5	8	23.5	44
3. わからない	35	21.9	17	22.4	17	22.4	34	12	18.2	8	14.3	12	35.3	32
N. A.	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表14-1 「里親」の定義及び条文の独立

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
	件数	%	経験3年未満		経験3年以上		合計 件数	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計 件数
			件数	%	件数	%		件数	%	件数	%	件数	%	
1. 独立の条文を創設すべきである	47	29.4	21	27.6	25	32.9	46	22	33.3	18	32.1	7	20.6	47
2. その必要はない	60	37.5	31	40.8	28	36.8	59	23	34.8	26	46.4	10	29.4	59
3. わからない	50	31.2	22	28.9	23	30.3	45	19	28.8	11	19.6	17	50.0	47
N. A.	3	1.9	2	2.6	0	0.0	2	2	3.0	1	1.8	0	0.0	3
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表15-1 里親に対する「監護、教育、懲戒に関し必要な措置をとる権限」付与

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
	件数	%	経験3年未満		経験3年以上		合計 件数	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計 件数
			件数	%	件数	%		件数	%	件数	%	件数	%	
1. 与えるべきである	63	39.4	32	42.1	28	36.8	60	30	45.5	25	44.6	8	23.5	63
2. その必要はない	50	31.2	21	27.6	25	32.9	46	21	31.8	21	37.5	6	17.6	48
3. わからない	46	28.7	23	30.3	22	28.9	45	14	21.2	10	17.9	20	58.8	44
N. A.	1	0.6	0	0.0	1	1.3	1	1	1.5	0	0.0	0	0.0	1
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表16-1 保護受託者と里親の統合

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
	件数	%	経験3年未満		経験3年以上		合計 件数	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計 件数
			件数	%	件数	%		件数	%	件数	%	件数	%	
1. そのようにすべきである	22	13.8	7	9.2	13	17.1	20	9	13.6	11	19.6	2	5.9	22
2. その必要はない	44	27.5	22	28.9	20	26.3	42	20	30.3	19	33.9	5	14.7	44
3. わからない	91	56.9	47	61.8	40	52.6	87	37	56.1	24	42.9	27	79.4	88
N. A.	3	1.9	0	0.0	3	3.9	3	0	0.0	2	3.6	0	0.0	2
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表17-1 里親委託児童の年齢延長

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
			経験3年未満		経験3年以上		合計	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	件数	%	件数	%	件数	%	件数
1. 延長すべきである	132	82.5	61	80.3	64	84.2	125	58	87.9	50	89.3	21	61.8	129
2. その必要はない	12	7.5	6	7.9	5	6.6	11	5	7.6	4	7.1	3	8.8	12
3. わからない	15	9.4	9	11.8	6	7.9	15	3	4.5	2	3.6	10	29.4	15
N. A.	1	0.6	0	0.0	1	1.3	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表18-1 里親に関する最低基準の整備

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
			経験3年未満		経験3年以上		合計	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	件数	%	件数	%	件数	%	件数
1. 最低基準を整備すべきである	74	46.2	36	47.4	35	46.1	71	34	51.5	30	53.6	9	26.5	73
2. その必要はない	22	13.8	9	11.8	12	15.8	21	9	13.6	9	16.1	3	8.8	21
3. わからない	62	38.8	31	40.8	28	36.8	59	22	33.3	17	30.4	22	64.7	61
N. A.	2	1.2	0	0.0	1	1.3	1	1	1.5	0	0.0	0	0.0	1
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表19-1 養子縁組制度と里親制度との分離

	件数	%
1. 分離すべきである	66	41.2
2. その必要はない	56	35.0
3. わからない	34	21.2
N. A.	4	2.5
合計	160	100.0

表19-2-1 分離の形態

	件数	%
1. 養子縁組里親と養育里親を制度上明確に分けた上で、里親とし認定し、委託する	40	60.6
2. 養子縁組を希望する者と里親を希望する者とを制度上明確に分け、養子縁組の場合は里親として認定しない	18	27.3
3. その他	4	6.1
4. わからない	1	1.5
N. A.	3	4.5
合計	66	100.0

表20 専門里親等の制度化

20-1 専門里親

	全体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
			経験3年未満		経験3年以上		合計	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	件数	%	件数	%	件数	%	件数
1. 必要である	63	39.4	29	38.2	32	42.1	61	30	45.5	23	41.1	9	26.5	62
2. 必要だが、実現のためには課題が多い	64	40.0	30	39.5	31	40.8	61	27	40.9	22	39.3	15	44.1	64
3. 必要とは思えない	25	15.6	14	18.4	10	13.2	24	7	10.6	11	19.6	6	17.6	24
N. A.	8	5.0	3	3.9	3	3.9	6	2	3.0	0	0.0	4	11.8	6
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

20-2 ファミリー里親

	全 体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
			経験3年未満		経験3年以上		合計	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	
1. 必要である	64	40.0	28	36.8	33	43.4	61	35	53.0	24	42.9	5	14.7	64
2. 必要だが、実現のためには課題が多い	54	33.8	25	32.9	27	35.5	52	19	28.8	16	28.6	19	55.9	54
3. 必要とは思えない	33	20.6	18	23.7	13	17.1	31	9	13.6	14	25.0	8	23.5	31
N. A.	9	5.6	5	6.6	3	3.9	8	3	4.5	2	3.6	2	5.9	7
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

20-3 親族里親

	全 体		回答者の経験年数別					「養子縁組制度と里親制度の分離」の是非別						
			経験3年未満		経験3年以上		合計	分離すべきである		分離すべきでない		わからない		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	
1. 必要である	24	15.0	8	10.5	14	18.4	22	12	18.2	9	16.1	3	8.8	24
2. 必要だが、実現のためには課題が多い	44	27.5	18	23.7	24	31.6	42	23	34.8	10	17.9	11	32.4	44
3. 必要とは思えない	80	50.0	45	59.2	32	42.1	77	28	42.4	35	62.5	16	47.1	79
N. A.	12	7.5	5	6.6	6	7.9	11	3	4.5	2	3.6	4	11.8	9
合計	160	100.0	76	100.0	76	100.0	152	66	100.0	56	100.0	34	100.0	156

表21 里親制度の今後のあり方

21-1 里親制度の今後のあり方 ランキング

順位		件数	%
1	現行のまま、里親による養育、施設養護の両立を図り、自然の成り行きに任せるべきである。	50	31.2
2	施設養護を限定し、例えば里親手当を大幅に増額するなど、里親による養育を振興させる政策誘導を図るべきである。	42	26.2
3	施設型グループホーム、里親型グループホームを制度化し、グループホーム養護を中心にすすめるべきである。	36	22.5
4	わが国における里親制度の振興には限界があるので、乳児院、養護施設等施設養護の充実を優先させるべきである。	5	3.1
5	その他	22	13.8
	N. A.	5	3.1
	合計	160	100.0

* 5%未満の危険率
 ** 1%未満の危険率
 *** 0%未満の危険率

表22-1 クロス集計のカイ自乗検定結果

分類項目	集計項目	カイ自乗値	自由度	確率	有意差判定
中央・地方の別	問1 担当職員	7.36	4	0.1182	
中央・地方の別	問2 里親会事務局	1.25	1	0.2643	
里親会事務局の有無	問5 普及・啓発活動	9.17	5	0.1024	
回答者の経験年数	問11-2 組織についての考え方	2.13	4	0.7116	
回答者の経験年数	問13 名称変更	0.00	2	1.0000	
回答者の経験年数	問14 里親の定義・委託の規定	0.50	2	0.7804	
回答者の経験年数	問15 里親の権限	0.63	2	0.7297	
回答者の経験年数	問16 保護受託者を統合	2.40	2	0.3014	
回答者の経験年数	問17 委託期間の延長	0.76	2	0.6851	
回答者の経験年数	問18 最低基準	0.59	2	0.7451	
回答者の経験年数	問19 養子縁組と里親の分離	0.75	2	0.6875	
回答者の経験年数	問20 専門里親	0.83	2	0.6601	
回答者の経験年数	問20 ファミリー里親	1.27	2	0.5311	
回答者の経験年数	問20 親族里親	4.68	2	0.0963	
回答者の経験年数	問21 里親制度の今後のあり方	3.03	4	0.5524	
養子縁組と里親の分離	問11-2 組織についての考え方	11.16	8	0.1929	
養子縁組と里親の分離	問13 名称変更	9.10	4	0.0586	
養子縁組と里親の分離	問14 里親の定義・委託の規定	9.62	4	0.0474	*
養子縁組と里親の分離	問15 里親の権限	20.27	4	0.0004	***
養子縁組と里親の分離	問16 保護受託者を統合	10.77	4	0.0293	*
養子縁組と里親の分離	問17 委託期間の延長	20.14	4	0.0005	***
養子縁組と里親の分離	問18 最低基準	11.98	4	0.0175	*
養子縁組と里親の分離	問20 専門里親	3.73	4	0.4438	
養子縁組と里親の分離	問20 ファミリー里親	16.18	4	0.0028	***
養子縁組と里親の分離	問20 親族里親	6.99	4	0.1366	
養子縁組と里親の分離	問21 里親制度の今後のあり方	17.27	8	0.0274	*

表22-2 「わからない」を除いた場合のクロス集計のカイ自乗検定結果

分類項目	集計項目	カイ自乗値	自由度	確率	有意差判定
養子縁組と里親の分離	問11-2 組織についての考え方	5.44	4	0.2451	
養子縁組と里親の分離	問13 名称変更	3.18	2	0.2036	
養子縁組と里親の分離	問14 里親の定義・委託の規定	2.05	2	0.3592	
養子縁組と里親の分離	問15 里親の権限	0.45	2	0.7968	
養子縁組と里親の分離	問16 保護受託者を統合	1.81	2	0.4037	
養子縁組と里親の分離	問17 委託期間の延長	0.08	2	0.9586	
養子縁組と里親の分離	問18 最低基準	0.22	2	0.8946	
養子縁組と里親の分離	問20 専門里親	1.80	2	0.4069	
養子縁組と里親の分離	問20 ファミリー里親	2.72	2	0.2568	
養子縁組と里親の分離	問20 親族里親	5.67	2	0.0588	
養子縁組と里親の分離	問21 里親制度の今後のあり方	3.92	4	0.4175	

里親制度の運用に関する事例調査

(1) 性別

	件数	%
男	12	34.3
女	23	65.7
合計	35	100.0

(2) 現在の年齢

年齢	件数	%
4歳	1	2.9
5歳	3	8.6
10歳	2	5.7
11歳	2	5.7
12歳	5	14.3
13歳	2	5.7
14歳	3	8.6
15歳	8	22.9
16歳	4	11.4
17歳	3	8.6
18歳	2	5.7
合計	35	100.0

(3) 養護問題発生時の年齢

年齢	件数	%
0ヶ月	11	31.4
1ヶ月	7	20.0
2ヶ月	2	5.7
3ヶ月	1	2.9
5ヶ月	1	2.9
6ヶ月	1	2.9
2歳	4	11.4
3歳	2	5.7
4歳	1	2.9
9歳	1	2.9
13歳	1	2.9
14歳	1	2.9
N. A.	2	5.7
合計	35	100.0

(4) 養護問題発生理由

理由	件数	%
棄児	8	22.9
養育拒否	8	22.9
母の性格異常・精神障害	4	11.4
母の行方不明	2	5.7
父母の離婚	2	5.7
父の入院	2	5.7
母の拘禁	1	2.9
母の放任・怠だ	1	2.9
父の虐待・酷使	1	2.9
その他	4	11.4
N. A.	2	5.7
合計	35	100.0

その他 母の死亡+父母の不和
父の行方不明+母の行方不明
養育能力欠如
里親関係

(5) 最初の措置委託先

委託先	件数	%
乳児院	25	71.4
養護施設	5	14.3
里親家庭	5	14.3
その他の児童福祉施設	0	0.0
合計	35	100.0

(6) 入所措置経路パターン

経路パターン	件数	%
実家庭から直接里親へ		
実家庭-里親-現施設	5	14.3
実家庭から施設を経て里親へ		
実家庭-乳児院-里親-現施設	8	22.9
実家庭-乳児院-養護施設-里親-現施設	13	37.1
実家庭-養護施設-里親-現施設	2	5.7
複数回里親へ		
実家庭-乳児院-里親-養護施設-里親-現施設	4	11.4
実家庭-養護施設-里親-里親-現施設	1	2.9
実家庭-養護施設-里親-養護施設-里親-現施設	2	5.7
合計	35	100.0

(7) 直前の里親委託時の年齢 (8) 里親委託期間

年齢	件数	%
0歳	1	2.9
1歳	2	5.7
2歳	4	11.4
3歳	7	20.0
4歳	6	17.1
5歳	7	20.0
6歳	1	2.9
7歳	1	2.9
9歳	2	5.7
12歳	1	2.9
13歳	1	2.9
14歳	1	2.9
16歳	1	2.9
合計	35	100.0

期間	件数	%
6ヶ月未満	7	20.0
1年未満	6	17.1
1年	5	14.3
2年	3	8.6
3年	5	14.3
4年	1	2.9
5年	1	2.9
6年	1	2.9
7年	2	5.7
10年	3	8.6
12年	1	2.9
合計	35	100.0

(9) 里親家庭の実子の有無

有無	件数	%
あり	13	37.1
なし	13	37.1
わからない	8	22.9
N. A.	1	2.9
合計	35	100.0

(10) 施設への措置変更時の手続き

手続き	件数	%
児相の一時保護を経て	23	65.7
施設での一時保護委託を経て	0	0.0
一時保護や委託なしで	11	31.4
その他	1	2.9
合計	35	100.0

(11) 措置変更理由 (MA)

里親側の理由

理由	件数	%
児童への過剰な期待があった	8	22.9
里親の動機が適切でない	2	5.7
里親としての未熟さ	9	25.7
児童の行動を理解できない	17	48.6
実子や家族との軋轢があった	6	17.1
里親の死亡・病気・事故で委託継続が困難	5	14.3
実子が生まれ養育意欲を失う	0	0.0
その他	8	22.9
特になし	0	0.0
N. A.	2	5.7
合計	35	100.0

児童側の理由

理由	件数	%
里親家庭に適合できず	19	54.3
障害が委託後発見された	1	2.9
退行現象や問題行動が長引いた	12	34.3
実の家族への愛着が強すぎた	0	0.0
その他	3	8.6
特になし	6	17.1
合計	35	100.0

実親側の理由

理由	件数	%
里親委託の理解が不足	0	0.0
里親家庭を不安にさせた	0	0.0
里親に金品を求めたり脅した	0	0.0
その他	5	14.3
特になし	26	74.3
N. A.	4	11.4
合計	35	100.0

児相側の理由

理由	件数	%
調査が不足していた	9	25.7
児童と里親との組み合わせのミス マッチ	8	22.9
委託前後の準備や指導が行えな かった	5	14.3
その他	1	2.9
特になし	14	40.0
N. A.	5	14.3
合計	35	100.0

網野他：里親制度及びその運用に関する研究

(12-1) 措置変更の主要な理由 (S A)

	件数	%
里親側の理由		
児童の行動を理解できない	5	14.3
実子や家族との軋轢	5	14.3
児童への過剰な期待	4	11.4
里親の病気等で継続困難	4	11.4
里親としての未熟さ	1	2.9
その他	2	5.7
小計	(21)	(60.0%)
児童側の理由		
里親家庭に適應できず	8	22.9
退行現象や問題行動が長引いた	2	5.7
その他	1	2.9
小計	(11)	(31.4%)
児相側の理由		
児童と里親との組み合わせのミスマッチ	2	5.7
実親・里親・児童の調査が不足していた	1	2.9
小計	(3)	(8.6%)
合計	35	100.0

(12-2) 里親委託時の年齢別措置変更の主要な理由

	3歳未満		3歳以上6歳未満		6歳以上13歳未満		13歳以上		全 体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
里親 児童の行動を理解できない	0	0.0	5	25.0	0	0.0	0	0.0	5	14.3
里親 実子や家族との軋轢	1	14.3	4	20.0	0	0.0	0	0.0	5	14.3
里親 児童への過剰な期待	0	0.0	3	15.0	1	20.0	0	0.0	4	11.4
里親 里親の病気等で継続困難	2	28.6	2	10.0	0	0.0	0	0.0	4	11.4
里親 里親としての未熟さ	1	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
里親 その他	0	0.0	1	5.0	1	20.0	0	0.0	2	5.7
児童 里親家庭に適應できず	3	42.9	2	10.0	1	20.0	2	66.7	8	22.9
児童 退行現象や問題行動が長引いた	0	0.0	1	5.0	1	20.0	0	0.0	2	5.7
児童 その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	1	2.9
児相 児童と里親との組み合わせのミスマッチ	0	0.0	1	5.0	1	20.0	0	0.0	2	5.7
児相 実親・里親・児童の調査が不足していた	0	0.0	1	5.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
合計	7	100.0	20	100.0	5	100.0	3	100.0	35	100.0

(12-3) 里親委託期間別措置変更の主要な理由

	6ヶ月未満		6ヶ月以上3年未満		3年以上10年未満		10年以上		全 体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
里親 児童の行動を理解できない	2	28.6	0	0.0	2	20.0	1	25.0	5	14.3
里親 実子や家族との軋轢	0	0.0	3	21.4	1	10.0	1	25.0	5	14.3
里親 児童への過剰な期待	0	0.0	2	14.3	2	20.0	0	0.0	4	11.4
里親 里親の病気等で継続困難	1	2.0	2	14.3	1	10.0	0	0.0	4	11.4
里親 里親としての未熟さ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	1	2.9
里親 その他	0	0.0	0	0.0	2	20.0	0	0.0	2	5.7
児童 里親家庭に適應できず	3	42.9	3	21.4	1	10.0	1	25.0	8	22.9
児童 退行現象や問題行動が長引いた	0	0.0	2	14.3	0	0.0	0	0.0	2	5.7
児童 その他	1	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9
児相 児童と里親との組み合わせのミスマッチ	0	0.0	1	7.1	1	10.0	0	0.0	2	5.7
児相 実親・里親・児童の調査が不足していた	0	0.0	1	7.1	0	0.0	0	0.0	1	2.9
合計	7	100.0	14	100.0	10	100.0	4	100.0	35	100.0

(13) 心身の状況

	件数	%
健全	33	94.3
その他の心身障害	2	5.7
合計	35	100.0

(15) 学業の状況

	件数	%
すぐれている	1	2.9
特に問題なし	20	57.1
遅れがある	13	37.1
N. A.	1	2.9
合計	35	100.0

(16) 通学状況

	件数	%
普通に通学	25	71.4
欠席しがち	7	20.0
N. A.	3	8.6
合計	35	100.0

(14) 現在の年齢別特に指導上留意している点(MA)

	4~5歳		10~14歳		15~18歳		全 体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
心の安定	4	100.0	12	85.7	10	58.8	26	74.3
友人との関係	1	25.0	6	42.9	8	47.1	15	42.9
里親との関係	0	0.0	3	21.4	2	11.8	5	14.3
家族との関係	0	0.0	4	28.6	4	23.5	8	22.9
学習への興味・関心	0	0.0	5	35.7	4	23.5	9	25.7
思いやり	3	75.0	3	21.4	3	17.6	9	25.7
しつけ	3	75.0	5	35.7	3	17.6	11	31.4
将来設計	0	0.0	2	14.3	8	47.1	10	28.6
男女交際	0	0.0	1	7.1	6	35.3	7	20.0
自主性・積極性	1	25.0	4	28.6	7	41.2	12	34.3
自己表現力	1	25.0	4	28.6	5	29.4	10	28.6
文化・生活習慣	0	0.0	3	21.4	4	23.5	7	20.0
経済観念	0	0.0	2	14.3	7	41.2	9	25.7
医療的対応	0	0.0	2	14.3	1	5.9	3	8.6
社会規範	0	0.0	5	35.7	8	47.1	13	37.1
就職及び終業の安定	0	0.0	1	7.1	5	29.4	6	17.1
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特になし	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	4	100.0	14	100.0	17	100.0	35	100.0

(17~19) 里親家庭との交流

	里親家庭				児童			
	入所直後		現在		入所直後		現在	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
望んでいる	7	20.0	6	17.1	9	25.7	11	31.4
望んでいない	21	60.0	21	60.0	17	48.6	17	48.6
わからない	7	20.0	8	22.9	9	25.7	7	20.0
合計	35	100.0	35	100.0	35	100.0	35	100.0

(20) 里親との関係の指導 (MA)

	入所直後	
	件数	%
関係を完全に断つように指導している	11	31.4
一時的に里親の面会を断っている	1	2.9
希望によって面会を行っている	10	28.6
手紙や電話で交流している	9	25.7
外泊を許している	5	14.3
その他	14	40.0
合計	35	100.0

(21) 児童の今後の見通し

	入所直後	
	件数	%
保護者のもとへ復帰	1	2.9
親類等の家庭への引き取り	0	0.0
自立まで現在の養護施設で養育	28	80.0
養子縁組又は里親委託	4	11.4
現在の養護施設では養育困難	0	0.0
その他	2	5.7
合計	35	100.0